

No. **148**

2020. 夏号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



「諏訪湖祭湖上火花大会」(諏訪市)



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕「諏訪湖祭湖上火大会」（諏訪市）

毎年8月15日に開催されます。打ち上げ数約4万発は国内最大と言われています。

今年は残念ながら、同大会、9月の「全国新作花火競技大会」とも中止となりましたが、恒例の「諏訪湖サマーナイト花火」は行われます。期間は8月1日（土）から22日（土）まで、毎晩8時から9時の間の約15分間に、約800発の花火が打ち上げられます。

諏訪湖周辺のいろいろな場所から楽しめますので、ぜひお越しください。

（写真提供：諏訪地方観光連盟 諏訪フォトライブラリ）



目次

定 時 総 会 開 催 報 告	2
日 行 連 総 会	・ 令和2年度日行連定時総会の議事結果について.....	3
事 業 報 告	・ コロナ感染症拡大で影響を受けた事業者支援の取り組みについて.....	4
業 務 資 料	・ 行政書士業務パンフレットのデータ提供について.....	5
	・ 「外国人の雇用をお考えの事業主の皆様へ」パンフレットの データ送付について.....	6
	・ 罹災証明書の様式の統一化について.....	9
	・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務に おける対応について（通知）.....	12
	・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務等に おける対応について（通知）.....	14
	・ 新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）.....	17
	・ 新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて（通知）.....	22
	・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた登録基幹技能者講習 実施に向けた対応について（通知）.....	28
	・ 解体工事業の技術者の経過措置期間終了について（通知）.....	30
	・ 出入国在留管理庁からの周知依頼について（お知らせ）.....	34
	・ 公証人の異動について.....	35
	・ 希望番号等の交付可能日延長措置の短縮について・追加連絡.....	36
	・ 自動車検査証の有効期間の伸長について（周知）・追加連絡.....	37
	・ 法務局における遺言書の保管等に関する法律施行について.....	38
お 知 ら せ	・ 長野県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則の一部改正について.....	40
	・ 長野県行政書士会補助者規則の一部改正について.....	45
	・ 長野県行政書士会における大規模災害対応規程.....	46
	・ 令和2年度行政書士試験のご案内.....	49
	・ 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い.....	50
	・ 斡旋物一覧.....	50
	・ 長野県収入証紙の販売について.....	50
	・ 会員専用ページのID・パスワードについて.....	51
	・ 長野県行政書士紛争解決センター.....	52
会 議 報 告	53
長 野 県 行 政 書 士 政 治 連 盟 の ペ ー ジ	・ 定期大会開催報告.....	55
会 員 の 動 き	・ 入会・退会・単位会変更・ご逝去.....	56
編 集 後 記	56

定時総会開催報告

令和2年度定時総会が6月17日（水）午後1時30分より、長野市の長野県行政書士会館で開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 宮下総務部長
- 2 正 副 議 長 議 長 佐藤 明美代議員（松本支部）
副議長 久保田 学代議員（飯田支部）
- 3 議事録署名人 永村清造代議員（長野支部）、西澤秀友代議員（北信支部）
- 4 議 案 審 議
 - 第1号議案 令和元年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。
 - 第2号議案 欠損処分 賛成多数により可決承認されました。
 - 第3号議案 令和元年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。
 - 第4号議案 会則の一部を改正する会則（案） 施行日を令和4年4月1日に修正し賛成多数により可決承認されました。
 - 第5号議案 令和2年度事業計画（案） 賛成多数により可決承認されました。
 - 第6号議案 令和2年度予算（案） 賛成多数により可決承認されました。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に対処するため、必要最小限の出席者（各支部から1名の代議員が代議員の委任を受けた指定代理人として総会に出席。指定代理人以外の代議員は委任状兼表決書を提出。）で時間短縮のうえ開催。



会長あいさつ



総 会

令和2年度受賞者名簿

- 日本行政書士会連合会連合会関東地方協議会会長表彰状
野 本 教 子（松本） 以上 1名
- 長野県行政書士会会長表彰状
茂 住 いずみ（松本） 松 島 茂 行（松本） 永 村 清 造（長野） 以上 3名
- 長野県行政書士会会長感謝状
諸野脇 晴 子（上田） 福 井 竹 彦（諏訪） 矢 亀 さか恵（伊那）
久保田 学（飯田） 岡 田 忠 興（松本） 良 川 泰 章（長野） 以上 6名
※敬称略、（ ）内は、所属支部名

日行連総会

令和2年度日行連定時総会の議事結果について

令和2年6月23日から26日に開催された令和2年度日行連定時総会の議事結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 日 時：令和2年6月23日（火）～6月26日（金）
2. 提出表決票総数：229票（6月23日～25日集計結果）
※代議員定数244名
※定足数82票（代議員定数の3分の1）
3. 議事結果：第1号議案 令和元年度事業報告
・・・表決の結果（賛成226票 / 反対1票）可決
第2号議案 令和元年度決算報告
・・・表決の結果（賛成227票 / 反対0票）可決
第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）について
提出された表決票の3分の2以上の賛成（提出表決票総数229票中、228票の賛成）を得て、会則第22条第2項及び令和2年度定時総会の開催に係る臨時特例会則施行規則第7条第2項により、可決
第4号議案 令和2年度事業計画（案）
・・・表決の結果（賛成226票 / 反対1票）可決
第5号議案 令和2年度予算（案）
・・・表決の結果（賛成226票 / 反対1票）可決
第6号議案 役員（理事）の補欠選任について
・・・表決の結果（賛成228票 / 反対0票）可決

事 業 報 告

コロナ感染症拡大で影響を受けた事業者支援の取り組みについて

法務部長 柳澤 誠

この度のコロナウイルス感染症拡大による社会活動への影響は多方面にわたり、感染による人的損害はもちろんのこと、品薄や買い占め等による生活上の損害、外出、営業他の様々な活動自粛による経済的な損害、罹患者、医療関係者等への差別行為が行われるといった人的関係面での損害までも発生する事態となったことは皆様ご承知のことと思います。

この間、長野県行政書士会においても感染拡大防止の観点から、定時総会を始めとする各種会議の延期、対外活動の自粛をせざる得ない状況となりましたが、様々な支援施策の実施が発表される中、山本会長を中心に行政書士会としてどのような活動が行えるか検討をして参りました。

まず、対面での相談活動が実施できない中で市民の皆様よりのご相談をお受けすべく、総務部・法務部で連携しフリーダイヤルによる相談を実施しました。また、緊急事態宣言発令に伴う長野県の休業要請に対する県市町村連携協力金・支援金の手続きについて県担当者をお招きし内容確認を行い、国の持続化給付金と合わせてその時点で判明していた情報についてホームページに動画形式で掲載致しました。

持続化給付金申請については、電子申請受付のみとのことで対応困難な事業者が発生することが当初より想定され、それに向けて経済産業省もサポート窓口を設置することをアナウンスし県内でも長野市を皮切りに各地に設置されております。このような状況を鑑み、国のサポート窓口より遠隔地での支援を実施すべく、長野県商工会連合会と連携し各市町村商工会に人員を派遣して申請支援を行うことと致しました。第一弾として6月24日に木曾郡上松町商工会へ法務部木村部員と私の2名でお伺いして参りました。事前に商工会において会員事業者への周知と必要書類のご案内をしていただきスムーズに申請手続きを進めることができ、10名を超える事業者の支援を行うことができました。ただ、それぞれ個別に事情が異なることから、場合によって補正対応など給付までのサポートも必要となるため、支援活動としての課題も感じました。



上松町商工会相談受付



上松町商工会相談会場

本会での活動の他、諏訪支部で各地商工会議所と連携しての支援活動、佐久支部で電話相談による支援活動等を独自に行っていたことを皮切りに、他各支部においても長野県産業労働部よりの要請にご協力をいただき、県各地域振興局での持続化給付金相談支援活動に取り組んでいただいております。これ以外にも、会員の皆様におかれましても各地で事業者支援に取り組んでいただいていることと存じます。この場をお借りして感謝申し上げます。

未だコロナウイルス禍の収束を見ない状況でございますが、感染予防に御留意いただきながら、事業者が一番近い専門家として事業者支援に引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

業 務 資 料

日行連発第 1671 号
令和 2 年 3 月 26 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
広報部
部長 前田 望

行政書士業務パンフレットのデータ提供について

平素は、本会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今期、日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成いたしました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務をご紹介いただけるよう主な業務別に作成したものです。また、各単位会や会員の皆様が必要に応じてそれらを組み合わせて活用できるよう編集するとともに、無料で利用できるようデータ提供することといたしました。

つきましては、下記のとおり会員専用サイト「連 con」にて PDF データを公開いたしますので、貴会会員へ周知いただくとともに、貴会におかれましてもご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

あわせて、サンプル版（業務別 6 種類及び合冊版 1 種類）を作成し、各 20 部を配付（3 月 31 日(火)納品予定）いたしますので、印刷して使用する際の参考にしていただければ幸いです。

記

PDF データ公開先：会員専用サイト「連 con」>日行連からのお知らせ
>「行政書士業務パンフレットのデータ公開について」
※3 月 31 日（火）中に公開予定

※使用に際し、ご不明な点等ございましたら、日行連事務局広報課までお問合せください。

以上

日行連発第 14 号
令和 2 年 4 月 3 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
申請取次行政書士管理委員会
委員長 西川 剛史

「外国人の雇用をお考えの事業主の皆様へ」パンフレットの
データ送付について

日頃より本会事業にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 3 月 31 日付けで本会会員サイト「連 con」にてご案内のとおり、申請取次行政書士管理委員会では、近年、外国人材を雇用する企業の割合が高まっていることから、「外国人の雇用をお考えの事業主の皆様へ」と題し、外国人を雇用する際のポイントを分かりやすく解説したパンフレットを作成いたしました。

本パンフレットは、申請等取次業務を行う上で参考となるほか、外国人の雇用を検討している事業主への説明資料や各種相談会における配付資料としてもご利用いただけるような内容となっております。

つきましては、下記のとおり PDF ファイルを送付いたしますので、各単位会におかれましては、是非ご活用いただけますとともに会員への周知方にご協力いただけますと幸いです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

記

【別添】

・「外国人の雇用をお考えの事業主の皆様へ」パンフレット.pdf

※A3 判、両面カラー刷り、2 つ折りを想定し、作成しています。

※表紙下段にスペースを設けていますので、単位会情報・事務所情報等、適宜追記してご利用ください。

以上

不法就労にご注意ください!

不法就労は、法律で禁止されており、不法就労をした外国人だけでなく、その外国人を雇用した事業主も処罰の対象となります。ここでは、代表的な不法就労のケースと罰則の内容についてご紹介します。

不法就労【ふほう-しゅうろう】

- ① 不法に在留する外国人、本来就労できない在留資格で在留する外国人が許可なく就労すること。
- ② 就労を許可された外国人が、許可された範囲を超えて就労すること。

想定されるケース

- ① 不法に在留する者
密入国、又は超過滞在の不法滞在者が就労する場合など
- ② 本来就労できない者
観光のため入国した者、留学生が許可を受けずに就労する場合など
- ③ 許可範囲を逸脱する者
・通訳や設計等を行う者として許可された者が、工場等組立作業等に従事する場合など
・留学生が許可された時間数を超えて就労する場合など

主な処罰規定

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした者など
入管法 73 条の 2 → [3 年以下の懲役・300 万円以下の罰金]
- 在留資格等不正取得罪
偽りその他不正の手段により在留資格を取得した者など
入管法 70 条 → [3 年以下の懲役もしくは禁錮・300 万円以下の罰金]
- 営利目的で偽りその他不正の手段により在留資格を取得させた者など
入管法 74 条の 6 → [3 年以下の懲役・300 万円以下の罰金]

- ◆ 外国人を雇用しようとする際に、「不法就労者」であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は、処罰の対象となります。
- ◆ 外国人事業主が不法就労させたり不法就労をあっせんするなどの行為を行った場合は、逐次強制の対象となります。

外国人雇用時のチェックポイント

<input type="checkbox"/> 在留カード所持の確認	<input type="checkbox"/> 労働施策総合推進法に基づく「外国人雇用状況の届出」が必要
<input type="checkbox"/> 在留カード等の失効情報の確認	・届出先はハローワーク
<input type="checkbox"/> 在留カード「就労制限の有無」欄の確認	・届け出を怠ると罰則あり
<input type="checkbox"/> 在留カード裏面「資格外活動許可」欄の確認	
<input type="checkbox"/> 在留カード不所持の場合は 旅券、在留資格証明書又は資格外活動許可書を確認	
<input type="checkbox"/> 外国人が不法滞在者であると判明したときは、地方出入国在留管理局へ通報するか、出頭を促す	

日本行政書士会連合会 申請取次行政書士管理委員会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワースオフィス 10F TEL：03-6435-7330 / FAX：03-6435-7331

本パンフレットは2020年3月31日時点の情報を元に作成しています。

外国人の雇用をお考えの事業主の皆様へ

外国人を雇用する際のポイントを解説します!



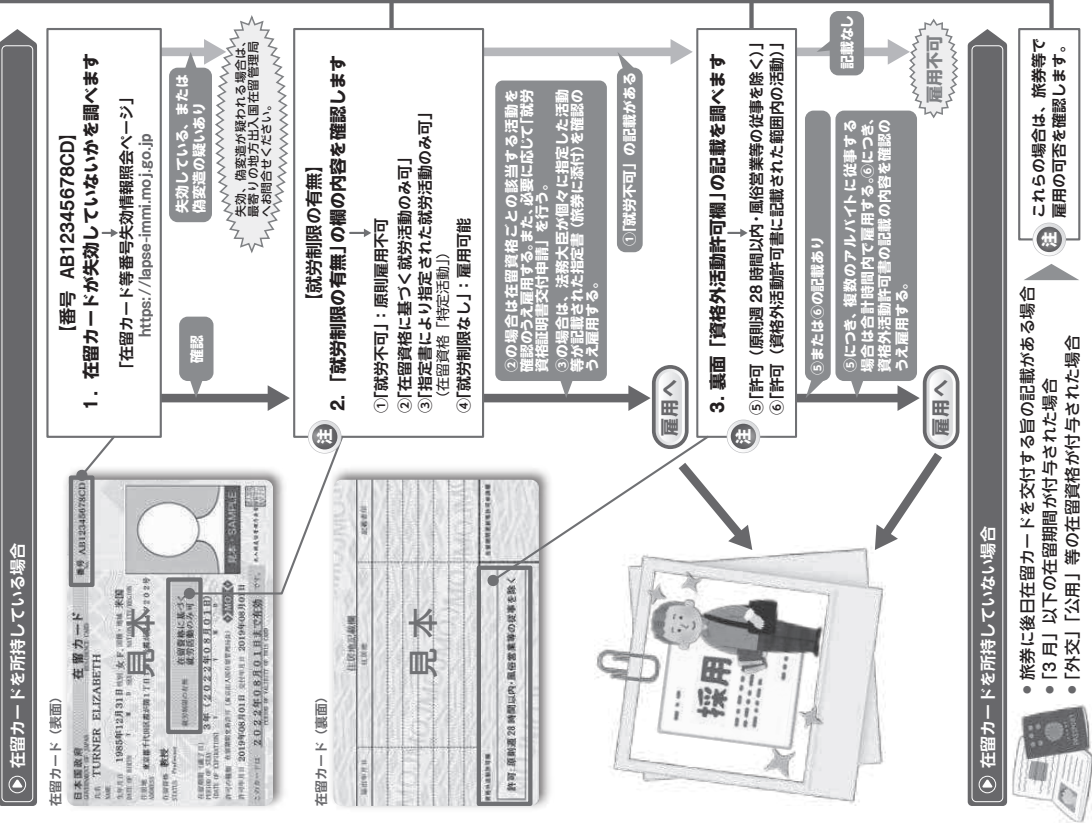
行政書士は、入管法令により、外国人本人またはその代理人に代わり、「届出済行政書士」として、各種の申請等取次業務を行っています。

お近くの行政書士会連合会にぜひお問い合わせください!

© 2020 日本行政書士会連合会

外国人雇用時の在留カードの確認ポイント

外国人を雇用する際、まずは就労することが認められている者であることを確認することが重要です。ここでは、在留カードの確認ポイントを整理し、雇用が可能かどうかをチェックする方法をご紹介します。



在留資格別就労可否判断

在留資格	該当例	在留期間	就労制限の有無
外交	外国政府の大使、公使、参事、代表団構成員とその家族	外交活動を行う期間	※1
公用	外国政府の大使館・領事館職員、国際機関等からの職務で派遣される者及びその家族	5年、3年、1年、30日又は15日	※1
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は9月	②
芸術	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は9月	②
宗教	外国の宗教団体から派遣される専任牧師等	5年、3年、1年又は9月	②
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は9月	②
高度専門職1号	学歴・職歴・年収等の項目毎にポイントを付け、その合計が一定点数以上に達した人	5年	②※1
高度専門職2号	「高度専門職1号」又は高度外国人材としての「特定活動」の在留資格をもって一定期間在留した人	無期限	②
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は9月	②
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は9月	②
医療	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は9月	②
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は9月	②
教育	中学校・高等学校等の専任教員等	5年、3年、1年又は9月	②
技術・人文知識・国際業務	職种に基づいて技術者、翻訳、デザイナー、私企業の専任教員、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は9月	②
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は9月	②
介護	介護福祉士	5年、3年、1年又は9月	②
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年又は9月	②
技能	外国の調理師、スノーボード指導者、航空機の操縦者、乗組員の加工職人等	5年、3年、1年又は9月	②
特定技能	特定技能外国人	1年、6月又は4月（週働5年以内、1号） 3年、1年又は6月（2号）	②
技能実習生	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間 (1号:≦1年、2号:≦2年、3号:≦2年)	②※3
文化活動	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は9月	①※2
短期滞在	観光客、会議参加者等	90日または30日又は15日以内の日を単位とする期間	①※3
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	4年3月、4年、3年9月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	①※2
研修	研修生	1年、6月又は3月	①※2
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年9月、3年、3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	①※2
特定活動	外交官等の専任使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師、介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（≦5年）	③
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限	④
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別永住者	5年、3年、1年又は6月	④
永住者の配偶者等	永住者、特別永住者の配偶者及び永住者として生じ引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	④
定住者	第三国定住国民、白紙3世、中国留滞邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（≦5年）	④

※1. 個別に確認が必要です。 ※2. 資格外活動許可を受けていない限り就労できません。 ※3. 原則として雇用できません。

（参考：資格外活動許可の一般原則）

- 現に有する在留資格に係る活動を継続し、活動の遂行が妨げられるものでないこと。
- 活動が法令に違反せず、風俗営業の規制及び通正化等に関する法律に規定するものでないこと。
- 収容命令の発布を受けていないこと。

現に有する在留資格の変更（永住者への変更希望を除く。）を受けようとする場合は、在留資格変更許可が必要です。

日行連発第17号
令和2年4月3日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
大規模災害対策本部
本部長 常 住 豊

府 政 防 第 737 号
令 和 2 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公 印 省 略）

罹災証明書の様式の統一化について

罹災証明書の様式の統一化について

平素より、本会の事業執行にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
災害対策基本法に基づき発行される罹災証明書については、その様式が自治体によって大きく異なるため、応援職員を派遣した他の自治体職員が被災自治体の様式に不慣れで、迅速な交付の支障となっている事例が多くあり、かねてより統一的な様式の制定に関する要望があります。また、会員の皆様による被災者支援、被災者自治体支援の活動に関連し、本会からも同様の意見を提出していたところですが、今般、内閣府から各都道府県に対し、罹災証明書の様式統一化に関する文書が発出されました（別添参照）。

当該文書は都道府県を通じ関係部局及び管下市町村にも周知されておりますので、貴会におかれましても、所属会員への周知方をお願いいたします。

なお、本件については本会ホームページにも掲載いたしましたこと申し添えます。

【添付】

内閣府政策統括官（防災担当）発 各都道府県知事宛 令和2年3月30日付け・府政防第737号「罹災証明書の様式の統一化について」

罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が任意の行為として交付してきたものであり、その様式についても、各自治体による独自支援を含めた各種支援制度の適用の判断等に活用するため、各自治体において必要性に応じて定めてきたところと見られます。平成25年の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、罹災証明書の交付が法律で位置づけられた際にも、当該事務を自治事務と位置づけ、様式についても引き続き任意としてきたところと見られます。

一方で、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一して欲しいとの要望が出てきているところと見られます。

そのため、別紙のとおり罹災証明書の統一様式を提示することとしましたので、お知らせいたします。自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の様式への変更が望まれます。自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の様式への変更が望まれます。自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の様式への変更が望まれます。自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の様式への変更が望まれます。

＜参考：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）＞
（罹災証明書の交付）

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、被害の被害者の被災市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 略

以 上

別紙

(管理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日 の による

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 小規模半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建築物のこと。(被災者生活再建支援基金や災害救助法による住居の仮設修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

別紙
(記載例)

(管理番号)

罹災証明書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇娘	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇雷雨 による
------	---------------------

被災住家 [※] の所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建築物のこと。(被災者生活再建支援基金や災害救助法による住居の仮設修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

- ・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

✓追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする

- ・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

- ・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

- ✓「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報
※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。
- ✓「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報
- ✓「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

- ・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「平成31年度における被災者支援の適切な実施について」（平成31年4月11日府政防第550号）や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成30年3月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

長野県行政書士会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における
対応について (通知)

平素から、廃棄物の適正処理に御尽力いただき感謝申し上げます。
さて、一般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、別添のとおりに、更新許可事務の合理化等
について、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から通知がありました。

つきましては、内容を御確認いただきたくとも、産業廃棄物処理業の申請等において参考にするよ
う貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部 (局) 長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた
更新許可事務における対応について (通知)

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組が全国で進められているところ
があるが、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請のために庁舎に赴いて対面での申請行為を
することや、申請のための添付書類を用意することが、まん延防止の妨げとならないよう、
申請の受付方法や添付書類について、適切な対応を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、産業廃棄物処理業者の事務にも影響
が出ていると考えられるところであり、その負担をなるべく軽減することが望ましい。

許可の更新のための事務については、既に、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理
に関連する講習会等の中止・延期に伴う更新許可事務の留意事項について」(令和 2 年 4 月
1 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡)において、廃棄物の処理及び
清掃に関する法律 (昭和 45 年法律 137 号) 第 14 条第 3 項、第 14 条第 8 項、第 14 条の 4 第
3 項及び第 14 条の 4 第 8 項の、許可の更新の申請に当たって、行政庁による処分がされる
までの間は、従前の許可の有効期間の満了後も当該許可がなおその効力を有する旨の規定
(以下「有効期間延長の規定」という。)の活用について連絡をしたところであるが、これ
に加え、次のとおり通知する。なお、郵送に限らず活用できるよう、これを機に許可事務の合理化の
一環として一層の促進を検討されたい。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基
づく技術的な助言であることを申し添える。

記

一 郵送による申請について

産業廃棄物処理業の許可事務においては、窓口による対面での対応によることを推奨

長野県環境部資源循環推進課
課長：伊東 和徳 担当：山崎 千晴
電話：026-235-7164 (直通)
FAX：026-235-7259
Eメール：juncan@pref.nagano.lg.jp

している地方公共団体もあると考えられるが、このような地方公共団体にあっては、少なくとも新型コロナウイルス感染症のまん延防止に取り組んでいる間においては、郵送による申請を積極的に推奨されたい。この際、仮に全ての申請を郵送で受け付けることが難しい等の事情があるのであれば、例えば産業廃棄物処理業者の負担の軽減の観点から、特に遠方の産業廃棄物処理業者からの申請については、郵送による申請を推奨する等の対応も考えられる。また、許可の有効期限の到来が間近で、郵送による申請によっては許可の更新が間に合わないと思える場合には郵送による申請の推奨の対象とはしないなど、各地方公共団体の実情に合わせた柔軟な対応を図られたい。

二 電子メール等を利用した申請について

郵送とあわせて、電子メール等を利用して行う申請についても推奨されたい。

申請書や添付書類を電子的に送付して行う申請にあっては、申請書その他登記事項証明書等の添付書類が真正であることの確認ができない等の理由により、審査事務を完了することが困難な場合もあると考えられる。申請書については電子署名を活用することも考えられるが、それが難しい場合であっても、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、申請の受付については電子メールを利用して行い、審査事務自体は後日補正を活用するなどにより適切に行うこととして、有効期間延長の規定を適用するといった対応も考えられる。この場合において、添付書類については、後日原本と照合するなどして真正性を確認するよう留意されたい。

三 添付書類について

添付書類のうち、登記事項証明書、住民票、講習会等の修了証等の添付が困難になっていることが考えられる。申請に係る事務に当たっては、そのような添付書類の不備がある場合においても、そのことをもって直ちに申請を却下又は不許可とするのではなく、申請を受け付けた上で補正を指示することで、有効期間延長の規定を適用するといった対応を検討されたい。ただし、業者が自ら単独で作成できる書類など、現状で用意することができない書類については、可能な限り添付した上で申請をすることが、産業廃棄物処理業者には求められる。

不備のある書類については、後日、郵送又は窓口を持参する等の方法により、最終的には提出される必要がある。

なお、不動産や、会社その他の法人の登記事項証明書については、法務局窓口へ赴かなくとも、オンラインで申請し、郵送で書類を受け取ることが可能であるため、必要に応じて、産業廃棄物処理業者へ案内されたい。

四 従前の許可が有効であることの明示について

有効期間延長の規定を適用する場合には、許可証で明示された許可の期間からみると、許可が無効であるかのような外見を呈することがある。このため、産業廃棄物処理業者が有効な許可を有していることを排出事業者等が判断できるよう、許可の更新の申請をした事業者に対して、申請が受け付けられたことがわかる文書（受領印が押された申請書の写し等）を申請者に対して郵送により交付するなど、地方公共団体の実情に応じて、処理業者の許可が有効であることが対外的に示されるための措置をとらるべきである。なお、環境省のウェブサイトに於いて、更新の許可の申請が受け付けられている間は従前の許可が引き続き有効である旨を掲載しておくこととするので、活用されたい。

長野県行政書士会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務等

における対応について (通知)

本県の廃棄物行政については、日ごろから格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
さて、標記について、令和 2 年 5 月 12 日付け環循発第 2005121 号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から別添のとおり通知がありました。
つきましては、内容を御確認いただくとともに、一般廃棄物処理における許可の更新等の事務において参考とするよう貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、市町村等廃棄物行政担当部局へは別添写しのとおり通知しましたので、申し添えます。

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた

更新許可事務等における対応について (通知)

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組が全国で進められているところであるが、日々の国民の生活や経済活動を支える必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理事業を安定的に継続させるためにも、一般廃棄物処理業の許可の更新の申請等のために庁舎に赴いて対面での申請行為をすることや、申請のための添付書類を用意することが、まん延防止の妨げとならないよう、申請の受付方法や添付書類について、適切な対応を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、一般廃棄物処理業者の事務にも影響が出ていとなると考えられるところであり、その負担をなるべく軽減することが望ましいことから、許可の更新のための事務等に係る留意事項や申請手法等について、次のとおり通知する。なお、郵送による申請等については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に限らず活用できるよう、これを機に許認可事務の合理化の一環として一層の促進を検討されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。

記

- 一 従前の許可が有効であること等について
行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 7 条は、申請が行政庁の事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないとしているが、一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 137 号)第 7 条第 3 項及び第 8 項では、一般廃棄物処理業の許可の更新に関し、行政庁が処分するまでの間は、従前の許可の有効期限の満了後も当該許可がなおその効力を有するとしている(以下「有効期間延長の規定」とい

長野県環境部資源循環推進課

課長：伊東 和徳

担当：牛山 健

電話：026-235-7187 (直通)

FAX：026-235-7259

Eメール：juncan@pref.nagano.lg.jp

申請に係る事務に当たっては、添付書類の不備がある場合においても、そのことをもって直ちに申請を却下又は不許可とすのではなく、申請を受け付けた上で補正を指示することで、有効期間延長の規定を適用するといった対応を検討されたい。ただし、業者が自ら単独で作成できる書類など、現状で用意することができるとしている書類については、可能な限り添付した上で申請をすることが、一般廃棄物処理業者には求められる。

不備のある書類については、後日、郵送又は窓口にて持参する等の方法により、最終的には提出される必要がある。

う。)とすることで(別添)。
かかる有効期間延長の規定を適用する場合には、許可証で明示された許可の期間からみると、許可が無効であるかのような外見を呈することがある。このため、一般廃棄物処理業者が有効な許可を有していることを対外的に判断できるよう、許可の更新の申請をした事業者に対して、申請が受け付けられたことがわかる文書(受領印が押された申請書の写し等)を申請者に対して郵送により交付するなど、地方公共団体の実情に応じて、処理業者の許可が有効であることが対外的に示されるための措置をとられたい。

二 郵送による申請について

一般廃棄物処理業の更新許可事務等においては、窓口による対面での対応によることを推奨している地方公共団体もあると考えられるが、このような地方公共団体にあっても、少なくとも新型コロナウイルス感染症のまん延防止に取り組んでいる間においては、郵送による申請を積極的に推奨されたい。この際、仮に全ての申請を郵送で受け付けることが難しい等の事情があるのであれば、例えば一般廃棄物処理業者の負担の軽減の観点から、特に遠方の一般廃棄物処理業者からの申請については、郵送による申請を推奨する等の対応も考えられる。また、許可の有効期限の到来が間近で、郵送による申請によっては許可の更新が間に合わないと思われる場合には郵送による申請の推奨の対象とはしないなど、各地方公共団体の実情に合わせた柔軟な対応を図られたい。

三 電子メール等を利用した申請について

郵送とあわせて、電子メール等を利用した申請についても推奨されたい。
地方公共団体によっては、申請書のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の2及び第2条の4に規定する一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可の基準の適合に係る判断のための添付書類の提出も必要とされているところ、申請書や添付書類を電子的に送付して行う申請にあっては、申請書や添付書類が真正であることの確認ができない等の理由により、審査事務を完了することが困難な場合もあると考えられる。申請書については電子署名を活用することも考えられるが、それが難しい場合であっても、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、申請の受付については電子メールを利用して行い、審査事務自体は後日補正を活用するなどにより適切に行うこととして、有効期間延長の規定を適用するといった対応も考えられる。この場合において、添付書類については、後日原本と照合するなどして真正性を確認するよう留意されたい。

また、法令上添付書類の提出が義務付けられている一般廃棄物処理施設の設置の許可申請等においても、申請書及び添付書類について同様の取扱いをするよう留意されたい。

四 添付書類について

別添

廃棄物処理業の許可に関するお知らせ

環境省環境再生・資源循環局

一般廃棄物及び産業廃棄物処理業の許可の更新に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第3項、第7条第8項、第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項及び第14条の4第8項の規定により、許可の更新の申請に当たって、行政庁による処分がされるまでの間は、従前の許可の有効期間の満了後も当該許可がなおその効力を有することとされています。

このため、一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者の有する許可証に記載されている有効期限が切れている場合でも、既にその許可の更新の申請が受け付けられ、地方公共団体による審査がされている間は、許可は引き続き有効です。

地方公共団体においては、許可の更新申請を受け付けた旨の文書を申請者に交付している場合がありますので、これによって、廃棄物の処理業者がした許可の更新の申請が受け付けられているかどうかを確認することができます。

詳しくは、一般廃棄物については市町村の一般廃棄物担当部局へ、産業廃棄物については都道府県（いわゆる政令指定都市又は中核市にあっては、市）の産業廃棄物担当部局へお問い合わせください。

写

2資第76号
令和2年(2020年)5月13日

市 町 村 長
一部事務組合管理者
広 域 連 合 長

長野県環境部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務等
における対応について（通知）

本県の廃棄物行政については、日ごろから格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。さて、標記について、令和2年5月12日付け環循適発第2005121号で環循省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から別添のとおり通知がありました。

については、一般廃棄物処理における許可の更新等の事務の際に参考としてください。

長野県環境部資源循環推進課
課長：伊東 和徳
担当：牛山 健
電 話： 0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 8 7（直通）
F A X： 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 5 9
Eメール：junkan@pref.nagano.lg.jp

長野県行政書士会長 様

長野県環境部資源循環推進課課長

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律
法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）

日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行規則の特例を定める省令（令和 2 年環境省令第 16 号）が令和 2 年 5 月 15 日に公布さ
れ、一部を除き同日から施行された旨、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄
物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から通知がありました。

当該省令の内容は下記のとおり、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除
されるまでの間に履行期限が到来するために、その履行に大きな影響が発生する次の義務
等について履行期限の延長を行うなどの特例を定めたものです。
つきましては、当該特例の適用について貴協会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 各種の変更の届出の提出期限に関する特例

一般廃棄物及び産業廃棄物処理業の許可並びに再生利用、広域的な処理及び無害化処
理に係る大臣認定を受けた事項に変更があったとき等に必要な変更届の提出期限を延長
（原則110日以内→30日以内）。

2 定期検査に関する特例

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の定期検査ができなかった場合には、当該施設が
設置されている都道府県の緊急事態解除宣言の日から起算して4月以内に行えばよいこ
ととする。

3 年次報告等に関する特例

次の報告等の提出期限は通常毎年度6月末までとされているが、令和2年度に行う報
告等については令和2年10月末まで延長。

- (1) 再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る大臣認定を受けた者が行う処理の実
績報告
- (2) 多量排出事業者の廃棄物処理計画及び実績の年次報告

(3) 産業廃棄物管理票（以下、「マネフェスト」という。）の交付状況の年次報告

4 産業廃棄物の保管の届出に関する特例

排出事業者が自ら排出する産業廃棄物（建設工事に伴い生じ生ずるもの）を事業場外におい
て保管するときは通常は事前に届出が必要だが、新型コロナウイルス等（新型コロナウイルス
感染症を含む。）による処理施設の運転の停止その他の新型コロナウイルス等に起因
するやむを得ない理由により行う場合には事後届出でよいこととする。

5 マネフェストに関する特例

- (1) 運搬受託者及び処分受託者が廃棄物の処理をした際のマネフェスト交付者へのその
写しの送付期限を延長（原則10日以内→30日以内）
- (2) 電子マネフェストについてもマネフェストと同様に情報処理センターへの報告期限
を延長（休日等を除く3日以内→30日以内）

6 マネフェストが返送されなかった場合等に排出事業者等に義務が生じるまでの期間に 関する特例

- (1) マネフェスト交付者が、その写しの送付を受けないことにより産業廃棄物の処理の
状況の把握等をすべき義務を負うまでの期限を延長（運搬受託者若しくは処分受託者
からの写しの送付90日→120日、最終処分終了の写しの送付180日→240日）
- (2) 電子マネフェストについては、情報処理センターが運搬受託者又は処分受託者から
の報告を受けるまでの期間を延長。（運搬受託者若しくは処分受託者からの報告90日
→120日、最終処分終了の報告180日→240日）

※3以外の規定については緊急事態宣言がされた日（令和2年4月7日）に遡及して適用

資源循環推進課課長 伊東 和徳 担当 山崎 千晴
電話：026-235-7164（直通）
行政無線：8-231-2829
FAX：026-235-7259
E-mail jumkan@pref.nagano.lg.jp

環循適発第 2005152 号
環循規発第 2005151 号
令和 2 年 5 月 15 日

各都道府県・各政令市一般廃棄物行政主管部(局)長 殿
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行規則の特例を定める省令の施行について (通知)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令(令和 2 年環境省令第 16 号)が令和 2 年 5 月 15 日に公布され、同日から施行(下記の三の年次報告等に関する特例以外の特例については令和 2 年 4 月 7 日に遡して適用)されることとなった。

ついでには、下記事項に留意の上、貴管内市町村、排出事業者及び廃棄物処理業者に周知いただき、その運用に連携なきを期されたい。なお、これの特例制度の対象となる義務であっても、履行に特段の支障がなければ、その義務の原則通りの履行をして差し支えないことは言うまでもない。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

一 各種の変更の届出の提出期限に関する特例
次に掲げる変更届の提出については、通常、その変更があった日から 10 日(登記事項証明書を添付すべき場合にあっては 30 日)以内に行うこととされているが、緊急事態宣言期間(新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)について新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた令和 2 年 4 月 7 日から、同条第 5 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言が全都道府県の区域について解除されるまでの間をいう。以下同じ。)にこの届出

の期限が到来する場合は、変更があった日から 30 日以内に行えばよいこととされた。この提出期限の延長措置は、緊急事態宣言がなされている間は、たとえその対象となる区域が全国の一部である場合であっても、全国において適用される。また、届出に必要な添付書類については、七に示すとおり、柔軟な対応をとられたい。

- 1 廃棄物処理業の許可に係る軽微な変更の届出(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 137 号。以下「法」という。)第 7 条の 2 第 3 項(法第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。))
- 2 廃棄物の再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る認定についての軽微な変更の届出(法第 9 条の 8 第 8 項(法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 9 条の 9 第 8 項(法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。))、第 9 条の 10 第 6 項(法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。))

二 定期検査に関する特例

法第 8 条の 2 の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 2 第 1 項の定期検査は、直近に行われた検査の日から 5 年 3 月以内に行うこととされているが、緊急事態宣言期間中(令和 2 年 4 月 7 日以降、その処理施設が所在する都道府県の区域が緊急事態宣言の対象となっている期間に限る。)及び当該緊急事態宣言期間が終了してから 4 月を経過するまでの間にこの期限を迎える場合には、その 4 月を経過する日までの間に定期検査を受ければよいこととされた。ただし、その都道府県の区域において緊急事態宣言が解除されている場合でも、例えば検査に必要な人員の移動ができないなど検査を受けることが困難と認められるときは、全国において緊急事態宣言期間が終了してから 4 月を経過する日までに定期検査を受ければよいこととされた。検査を受けることが困難か否かは、都道府県知事(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 27 条第 1 項に規定する指定都市の長等を含む。四において同じ。)において判断されたい。なお、この特例の対象となる場合であっても定期検査の実施に支障がない場合には定期検査を受けることができることは言うまでもない。

三 年次報告等に関する特例

次に掲げる報告等は、毎年度 6 月 30 日までに行うこととされているが、令和 2 年度中の提出については、10 月 31 日までに行うこととされた。なお、この延長措置は、報告等の内容の変更を伴うものではないので、例えば 1 の処理の状況の報告は令和元年度の実績について行う。

- 1 廃棄物の再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る認定についての状況の報告(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。)第 6 条の 12(規則第 12 条の 12 の 7 において読み替えて準用する場合を含む。))、第 6 条の 24(規則第 12 条の 12 の 13 において読み替えて準用する場合を含む。))

む。)及び第6条の24の16(規則第12条の19において読み替えて準用する場合を含む。))

- 2 多量排出事業者の産業廃棄物の処理に係る計画の提出(法第12条第9項及び第12条の2第10項)及び当該計画の実施の状況の報告(法第12条第10項及び第12条の2第11項)
- 3 管理票交付者の管理票に関する報告書の提出(法第12条の3第7項)

四 産業廃棄物の保管の届出に関する特例

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を事業場の外において自ら保管しようとする事業者は、法第12条第3項及び第12条の2第3項の規定により、原則としてあらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならぬが、緊急事態宣言期間において行う保管であつて、新型インフルエンザ等による処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う場合には、法第12条第4項及び第12条の2第4項の規定による事後の届出で足ることとされた。この措置は、緊急事態宣言がなされている間は、たとえその対象となる区域が全国の一部である場合であっても、全国において適用される。

「やむを得ない理由」とは、単に通常その廃棄物を処理している処理施設が通常通りの稼働ができなかったために保管すべき廃棄物の量が増大して事業場での保管が容易でなくなるといっただけではなく、その産業廃棄物を他の処理施設において処分又は保管することが容易でないこと等をいう。ただし、「容易」でないとは全く不可能であることまで求めるものではなく、例えば、他の処理施設に運搬すると通常時に比べて費用が著しく増大する場合や、排出事業者の事業場において産業廃棄物を保管することで生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある場合等には、「やむを得ない」として差し支えない。

さらに、このような事態が、新型インフルエンザ等によりもたらされたことが必要である。具体的には、例えば、通常廃棄物を処理している処理施設において次のような事態が発生し、事業場外で廃棄物を保管せざるを得なくなつた場合が考えられる。

- 1 産業廃棄物処理業者等の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は濃厚接触者となり出勤を控える等の対応を行うため、処理業務に従事できず、処理能力が低下し、又は処理事業が停止した場合
- 2 マスクや防護服等の個人防護具が不足又は払底すること等により、従業員の感染防止対策が行えず収集・運搬を含む処理が停止し、又は産業廃棄物処理施設に係る定期的な点検、機能検査、補修等が実施できず、当該処理施設を安全に運転できなくなつた場合
- 3 処理後物の受入先において1に掲げるような事態が発生したため、やむを得ず処理施設の稼働率を低下させた場合
- 4 1にあるような処理施設の処理能力の低下又は処理事業の停止に起因して、当該施設で処理する予定であつた産業廃棄物を他の処理施設で受け入れざるを得なくなり、当該他の処理施設における処理が停滞した場合

5 新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物を優先的に処理することにより、当該感染性廃棄物以外の産業廃棄物の処理が停滞した場合

五 産業廃棄物管理票の返送等に関する特例

産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、法第12条の3第3項、第4項若しくは第5項又は第12条の5第6項の規定により、管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならぬ。この送付は、処理を終了し、又は管理票の写しの送付を受けた日から10日以内に行ふこととされているが、この送付の期限が緊急事態宣言期間中に到来するか、あるいは緊急事態宣言期間内に処理を終了し、又は管理票の写しの送付を受けた場合には、30日以内に送付することとされた。この措置は、緊急事態宣言がなされている間は、たとえその対象となる区域が全国の一部である場合であっても、全国において適用される。

また、いわゆる電子マネーフェストを用いる場合には、運搬受託者又は処分受託者は、法第12条の5第3項又は第4項の規定により、情報処理センターに報告しなければならぬ。

この報告は、運搬又は処分を終了した日から3日(休日等を除く。)以内にすることとされているが、この報告の期限が緊急事態宣言期間内に到来するか、あるいは緊急事態宣言期間内に運搬又は処分を終了した場合には、運搬又は処分の日から30日以内に送付することとされた。

この送付等期限の延長措置は、新型コロナウイルス感染症への感染が発生した事業場において業務が停止した場合に、既に処理を終えた廃棄物に係る管理票をまだ送付等していなかつた場合や、処理は継続しつつも新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の一環として事務職員の作業量を抑えている場合等に活用することを想定している。このような事情がなく、管理票の送付等が支障なく行うことができる場合は、期限の延長にかかわらず、速やかな送付等に努めることが求められる。また、この特例措置を利用して管理票の送付等が遅れる場合には、処理を委託した排出事業者等においてはその委託した産業廃棄物の処理状況を把握しにくくなる。このため、例えば処理施設の操業が一時停止したような場合にはその旨を排出事業者に伝えるなど、情報の共有に努めることが求められる。

六 管理票が返送されなかつた場合等に排出事業者等に義務が生じるまでの期間に関する特例

管理票交付者は、管理票の交付の日から90日(最終処分に係るものは180日)以内に管理票の写しの送付を受けなければ、生活環境の保全上の支障の除去等のために必要な措置を講ずる必要があることとされている。また、いわゆる電子マネーフェストを使用する場合において、情報処理センターが、事業者が産業廃棄物の委託に係る情報を登録した日から90日(最終処分に係る報告は180日)以内に処分が終了した旨の報告を受けない場合において、情報処理センターからその旨の通知を受けた事業者は、生活環境の保全上の支障の除去等のために必要な措置を講ずる必要がある。

この管理票の写しの送付等の期限が緊急事態宣言期間中に到来するか、又は緊急事態宣

言期間内に管理票を交付し、若しくは情報処理センターに情報を登録した場合には、この期間を延長することとされた。具体的には、通常 90 日となっている期限は 120 日に、通常 180 日となっている期限は 240 日となる。ただし、特別管理産業廃棄物の中間処分については、期限は通常どおり 60 日のままである。この措置は、緊急事態宣言がなされている間は、たとえその対象となる区域が全国の一部である場合であっても、全国において適用される。

七 書類の提出等に関する柔軟な対応について

一般廃棄物処理業の許可の更新等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務等における対応について（通知）」（令和 2 年 5 月 12 日付け環境省発第 2005121 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）において、また、産業廃棄物処理業の許可の更新については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について（通知）」（令和 2 年 4 月 27 日付け環境省発第 2004273 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において、郵送、電子メール等を利用した申請の活用及び添付書類に係る柔軟な対応についてそれぞれお知らせしたところである。この際、更新の許可事務以外の廃棄物関係の行政手続（法第 21 条の技術管理者に係る地方公共団体の長への届出など、地方公共団体が独自に行っている手続を含む。）についても、同様に、郵送、電子メール等を利用した提出の活用及び添付書類の受付の柔軟化を積極的に推進されたい。この際、押印がない書類については、署名その他の方法により本人確認ができる場合には真正なものとして取り扱われたい。

電子メール等を活用した書類の提出の推奨にあつては、書類が真正であることの確認が難しい場合も考えられるが、電子署名の活用のほか、必要に応じて、差し当たり届出等を受け付けた上で原本は後日確認するなどの対応をとられたい。添付書類の不備がある場合においても、そのことをもって直ちに届出等を不適合とすることはなく、後日、郵送又は窓口に参加する等の方法により、最終的に提出されることをもって足りることを可能とされたい。ただし、業者が自ら単独で作成できる書類など、現状で用意することができない書類については、可能な限り添付した上で申請をすることが求められる。

なお、産業廃棄物の処理の再委託や、他の産業廃棄物処理業者に委託をし直すことについては、「新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について」（令和 2 年 4 月 17 日付け環境省発第 2004171 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において既にお知らせしているので、これによられたい。

また、令和 2 年 5 月 1 日に公布及び施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 15 号）の運用等については、既に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）」（令和 2 年 5 月 1 日付け環境省発第 2005013 号・環境省発第 2005011 号環境省環境再生・資源循環局長通知）においてお知らせされているので、これによられたい。

これらの規則の特例措置にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、真にやむを得ず必要な行政手続を行えなかつた場合は、産業廃棄物処理業者等に過失がないことから、地方公共団体においては行政処分を控える等の対応を検討されたい。ただし、真にやむを得ない事由は、取り得るあらゆる手段が尽きた場合にのみ認められるべきであり、また、その事由が解消された後には、できる限り速やかに義務を履行しなければならず、地方公共団体においては、そのための指導をなされたい。

以上



2 建政第 60 号
令和 2 年（2020 年）6 月 15 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等
の取扱いについて（通知）

このことについて、別添写しのとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知がありました。

この通知は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による建設業の許可の更新、毎事業年度終了時における書類の提出、経営事項審査の受審等についての特例的な取扱いについて通知したものです。

本県においても、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者に係る建設業の許可更新の申請や毎事業年度終了後における書類の提出については、特例的に取扱うこととしますが、具体的な取扱いについては、それぞれの事例に基づき判断いたしますので、事前に書類の提出先である建設事務所あて相談願います。

また、経営事項審査の受審の特例については、国土交通省の通知のとおり取扱いとします。

については、御承知いただくとともに、適切な事務が図られますよう御配意願います。

建設政策課建設業係

（課長）直江 崇（担当）小林 和弘

電 話 026-235-7293

F A X 026-235-7482

防災無線 8-231-3319

E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

(参考)

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて

標記について、長野県では下記のとおり取り扱います。

記

<対象の建設業者>

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者

※新型コロナウイルス感染症に感染した者がいることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた建設業者

※経営事項審査の特例については、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了する建設業者

<建設業許可更新申請、毎事業年度終了後における書類の提出に係る取扱い>

許可の更新申請に必要な書類が一部不足している場合や毎事業年度終了後における書類の提出について、書類の内容を確定させる手続き(株主総会の承認など)が終了していない等の理由により申請や書類の提出ができない場合については、特例的な取扱いを検討しますので、書類の提出先である建設事務所にご相談ください。

<経営事項審査に係る取扱い>

建設業法第27条の23第1項に定める建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、当該建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければなりません。が、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了する建設業者については、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていることで足りる。

また、令和3年2月1日以降は、通常のとおり取扱いとなりますので、本特例の対象となる建設業者であっても、余裕をもって必要な経営事項審査を受けてください。

※令和3年1月31日までの間であっても、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受けることは可能です。

※経営事項審査は原則として申請する日の直前の事業年度終了の日を審査基準日として申請する必要がありますので、必要な経営事項審査を受けることができるようご注意ください。

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管課長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設課長
(公 白 書 略)

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて（通知）

各校の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、建設業の許可の更新が必要が書類や毎事業年度終了後に提出することとされている又は経営者代表者の変更に必要な取締役等分の作成が困難な状況等があることを鑑み、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営者代表者の変更について、特例的に下記のとおり取り扱うこととしたことに基づいて通知いたします。取扱いにおかれましては、十分周知のうえ、その適用に当たっては遺漏なきようお願い申し上げます。

記

1. 建設業の許可の更新の申請に係る取扱いについて
建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第3条第3項の建設業の許可の更新について、当面の間、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス）等に対する対策特別措置法（平成二十一年法律第百三十一号）別添第一号の「第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。」及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、許可の更新の申請に必要書類の一部が不足している場合であっても、許可の更新の申請を受理することとし、その上で、申請書類が揃った段階で審査を行うなどの柔軟な運用を行うことを認めることとする。この場合において、申請を受理する段階で、不足する書類の提出を誓約する旨の書面の提出を求めるとことや、一定の期間を設けの上でその期間内に意図の書類の提出が行われていない場合は、建設業の許可の更新を認めないことを通知しておくなどの措置を講じて講じることと可能である。

※ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者があることやまん延防止のため、クォアランティンや検閲等を行っていること、停工待命等の措置が継続しており、施工材料の供給が確保できないことなど、新型コロナウイルス感染症に關するなんらかの影響を受けた者であることをいう（以下同じ）。

2. 変更届等の提出期間について

法第11条第2項において、建設業者は、毎事業年度経過後四月以内（前事業年度の貸借対照表や損益計算書等を提出しなくてはならないこととされている）によるが、金融商品取引法において有価証券報告書の提出が一定期間猶予されていることなどの状況を踏まえ、当面の間、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、法第11条第2項に規定する書類について、書類の赤字を修正し手続を（修正済みの承諾など）等が終了していないものを提出することも差し支えないこととする。なお、この場合は、事後向に内容が確定したものを提出するよう指導することとし、その旨の誓約書の提出を求めるとことも可能である。

3. 経営事項審査について

(1) 経営事項審査の特例について
建設業法施行規則第18条の2の規定により、法第27条の2第1項の建設業者は、同項の建設工事について奈良県と諸府県を締結する日の1年7月間の日の最後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないとされているところ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年1月29日より前日までの事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていることとされた「建設業法施行規則の一部改正」。

本改正による特例期間が終了する令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月間の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、本特例に該当する建設業者においても余裕をもち、経営事項審査を受理する必要がある。

また、令和3年1月31日までの間であっても、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受理することは当然可能である。

※上記の措置を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和2年同日二通省令第12号）が令和2年5月29日に公布され、同日から施行されたことである。【別紙1】

(2) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税印紙法の特例

市 務 課 長
令和2年9月26日

国上之通啓
土肥・建設常務局 建設常務局長 様

国上之 管理課常務課長
兼 課 長 様

経営事項審査における納税証明書の取扱について（抜粋）

民営行政につきましては、公表上の情報と納税証明書を照らし、厚くお申上、土肥県
4
国上市におきましては、業種ごとのリスク感度の影響により、一時的に配賦が困難となる
場合も発生するとして、新制度によるリスク感度の影響に対応するための国上市即決法
律の臨時適用に関する法律（以下「特別措置」という。）、「国上市即決法」制定の翌日より、及び
国上市即決法「納税の猶予」に基づく納税猶予が活用されるより種別の業種通知（式）制定の
公表が開始されたこととなります。

一方で、建設業法に規定されている「経営事項審査」に際し、経営内容に関する審査等の一
般として、「納税証明書の提出」の旨の理由があるが、当該証明書の提出が未納税額がある
場合は、審査には反映されず評価が行われていないこととなります。上記の納税証明書の換
取を受けた納税者に対しては、経営審査において納税証明書の提出が完了していることから、改めての
指摘は省略していただいております。

なお、「納税の猶予」申請書又は「納税証明書」を提出した日付より、経理科目ごとの
リスク感度の影響等により納税猶予に基づく納税証明書の提出を受けていることが確認でき
たためにお申し添えます。

国上市関係の「納税の猶予」申請書の取扱いについては、国上市に直接お問い合わせいただくか、建設常務課
（電話：03-3381-1153）までお問い合わせください。

以上

【この頁に関する情報】
内務 担当 国上之 係長 管理課常務課長 様
電話：03-3381-1153（内務課）

○ 納税の猶予許可通知書

（納税の猶予申請書） （納税の猶予許可通知書）

納税の猶予許可通知書

納税者	業種	納税の猶予期間	備考

納税の猶予許可通知書

納税の猶予許可通知書

（納税の猶予申請書） （納税の猶予許可通知書）



2建政第 65 号
令和 2 年（2020 年）6 月 18 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた登録基幹技能者
講習実施に向けた対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応による登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱いについては、令和 2 年 4 月 14 日付け元建政第 24 号で通知したところですが、新型コロナウイルスに係る緊急事態の解除を受け登録基幹技能者講習が行われる場合も経営事項審査等における講習修了証の有効期限の特例については引き続き有効となる旨の通知が、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長からありました。

については、御承知いただくとともに、適正な事務が図られますよう御配意願います。

建設政策課建設業係

（課長）直江 崇（担当）小林 和弘

電 話 026-235-7293

F A X 026-235-7482

E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

住 所 〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

国土建勞第234号
令和2年4月30日

各都道府県立幹部局長 殿

国土交通省 上棟・建設産業局
建設市場整備課長 殿
建設市場整備課長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
登録基準技能者講習実施に向けた対応について

令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部において全都道府県の緊急事態の解除が決定され、会社やイベント等に際しても、段階的な感染防止策を講じた上で開催することが可能とされたところです。
国土交通省としては、上記の決定を踏まえ、登録基準技能者講習についての実施自粛要請を解除することなどについて、別途のとおり通知を行なったところです。

また、講習の実施自粛に合わせ、自粛要請解除後も引き続き有効とするかどうかについても通知していますので、念のため申し添えます。

以 上

国土建勞第234号
令和2年6月8日

登録基準技能者講習実施機関の受 取

国土交通省 上棟・建設産業局
建設市場整備課長 殿
建設市場整備課長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
登録基準技能者講習の実施に向けた対応について

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各団体に付して令和2年5月6日付及び4月9日付で通達を發出し、登録基準技能者講習とについて当面の間、実施を自粛するよう要請するとともに、令和2年5月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基準技能者講習については、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うよう要請を行ってまいりました。

こうした中、令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部において全都道府県の緊急事態の解除が決定され、会社やイベント等に際しても、段階的な感染防止策を講じた上で開催することが可能とされたところです。

国土交通省としては、上記の決定を踏まえ、登録基準技能者講習についての実施自粛要請を解除することといたします。

各団体においては、登録基準技能者講習を実施する場合には、新型コロナウイルス感染症対策本部等から要請等に十分留意しつつ、講習会場において感染防止のための取組（符合場内等における密集回避、手指の消毒、マスクの着用、換気等の実施）を講ずるようお願いいたします。

なお、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基準技能者講習に対し、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱う特例措置については、引き続き有効といたします。

以上、各団体においては、上記についてご理解いただくとともに、登録基準技能者講習実施機関に対する周知万望を申し上げます。

以 上



2 建政第 68 号
令和 2 年 (2020 年) 6 月 26 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



解体工事業の技術者の経過措置期間終了について (通知)

このことについて、平成 28 年 6 月 1 日に解体工事業の業種が新設されたことに伴い、平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工工事業の技術者であった者を解体工事業の技術者とみなすこととした経過措置の期間が、令和 3 年 3 月 31 日で終了します。このため経過措置の対象である技術者が令和 3 年 4 月 1 日以降に解体工事業の技術者となる場合には、特定の要件 (講習受講や資格取得等) を満たすことが必要です。

また、経過措置の対象である技術者を解体工事業の営業所専任技術者としている場合には、令和 3 年 3 月 31 日までに要件を満たし、要件を満たした後 2 週間以内に変更届 (営業所専任技術者の有資格区分の変更又は要件を満たす別の技術者への変更) を提出する必要があります。令和 3 年 4 月 1 日以降、要件を満たすことができずに営業所専任技術者の変更届の提出ができない場合は、解体工事業について廃業届の提出が必要となります。

ついては、御承知いただくとともに、対象の建設事業者において適切な対応が行われるよう御周知願います。

建設政策課建設業係

(課長) 直江 崇 (担当) 小林 和弘

電 話 026-235-7293

F A X 026-235-7482

E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

住 所 〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

解体工事業の技術者の経過措置期間終了について

参考

1. 概要

平成28年6月1日に解体工事業の業種が新設されたことに伴い、平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の技術者であった方を解体工事業の技術者とみなすこととした経過措置の期間が、令和3年3月31日をもって終了します。経過措置の対象である技術者が令和3年4月1日以降に解体工事業の技術者となるためには、特定の要件（講習受講や資格取得等）を満たすことが必要です。

また、経過措置の対象である技術者を解体工事業の営業所専任技術者としている場合には、令和3年3月31日までに要件を満たし、要件を満たした後2週間以内に変更届（営業所専任技術者の有資格区分の変更又は要件を満たす別の技術者への変更）を提出する必要があります。

令和3年4月1日以降、要件を満たすことができずに営業所専任技術者の変更届の提出ができない場合は、「解体工事業」について「廃業届」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

2. 令和3年3月31日まで解体工事業の技術者とみなされる資格等（経過措置対象）

	コード	資格等	経過措置終了後の取扱い
	0A	指定学科卒業－実務経験（とび・土工工事業）	指定学科卒業と解体工事業の実務経験（3年以上又は5年以上）が必要
	0B	実務経験10年（とび・土工工事業）	解体工事業の実務経験（10年以上）が必要
建設業法（技術検定）	1A	1級建設機械施工技士	解体工事業の技術者にならない （別の資格等が必要）
	1B	2級建設機械施工技士	解体工事業の技術者にならない （別の資格等が必要）
	1C	1級土木施工管理技士	合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	1D	2級土木施工管理技士（土木）	合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	1E	2級土木施工管理技士（業液注入）	解体工事業の技術者にならない （別の資格等が必要）
	2A	1級建築施工管理技士	合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	2B	2級建築施工管理技士（躯体）	合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
技術士法	4A	建設・総合技術監理（建設）	合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	解体工事業の技術者にならない （別の資格等が必要）
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	解体工事業の技術者にならない （別の資格等が必要）
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	解体工事業の技術者にならない （別の資格等が必要）
技能検定	5B	とび・とび工（2級）	合格後の解体工事業の実務経験（3年以上）が必要 ※平成15年度以前の合格者は1年以上
	6B	型枠工（1級・2級）	解体工事業の技術者にならない （別の資格等が必要）
	6C	ラネルポイント施工（1級・2級）	解体工事業の技術者にならない （別の資格等が必要）
	7A	コンクリート圧送施工（1級・2級）	解体工事業の技術者にならない （別の資格等が必要）
	8A	地すべり防止工事	解体工事業の技術者にならない （別の資格等が必要）
	9A	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事の実務経験12年以上かつ8年を超えるとび・土工工事業の実務経験	土木工事業及び解体工事業に係る建設工事の実務経験12年以上かつ8年を超える解体工事業の実務経験が必要

※平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の技術者要件を満たしていた方に限ります。

※技能検定2級合格者：合格後とび・土工工事業の実務経験が3年以上ある方（平成15年度以前の合格者は実務経験1年以上）

※技能検定のとび・とび工の1級合格者は、合格年度に係らず解体工事業の技術者となることができます。（資格57）

※地すべり防止工事合格者：合格後とび・土工工事業の実務経験が1年以上ある方

※特定建設業の技術者になるには、一定の指導的監督実務経験が必要です。

（1A、1C、2A、4A、4B、4C、4D、5Aの資格は不要）

3. 令和2年4月1日以降に解体工事業の技術者となることができる資格等

	コード	資格等	備考
	01	指定学科卒業－実務経験（解体工事業）	解体工事業の実務経験（3年以上又は5年以上）が必要
	02	実務経験10年（解体工事業）	解体工事業の実務経験（10年以上）が必要
	04	国土交通大臣の認定を受けた者	-
建設業法（技術検定）	13	1級土木施工管理技士 【平成28年度以降合格者】	平成27年度以前の合格者は、合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	14	2級土木施工管理技士（土木） 【平成28年度以降合格者】	平成27年度以前の合格者は、合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	20	1級建築施工管理技士 【平成28年度以降合格者】	平成27年度以前の合格者は、合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	21	2級建築施工管理技士（建築） 【平成28年度以降合格者】	平成27年度以前の合格者は、合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	22	2級建築施工管理技士（軽体） 【平成28年度以降合格者】	平成27年度以前の合格者は、合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
技能検定	57	とび・とび工（1級・2級）	2級の合格者は、合格後の解体工事業の実務経験（3年以上）が必要 ※平成15年度以前の合格者は1年以上
	60	解体工事（解体工事施工技士）	-
	99	①土木工事業及び解体工事業に係る実務経験12年以上かつ8年を超える解体工事業の実務経験 ②建築工事業及び解体工事業に係る実務経験12年以上かつ8年を超える解体工事業の実務経験 ③とび・土工事業及び解体工事業に係る実務経験12年以上かつ8年を超える解体工事業の実務経験	-

※13、14、20、21、22の資格の平成28年度以降の合格者は、合格してから令和3年3月31日までの間も、解体工事業の技術者となることができます。

※57の資格の1級合格者は、合格年度に係らず合格してから令和3年3月31日までの間も、解体工事業の技術者となることができます。

※特定建設業の技術者になるには、一定の指導的監督実務経験が必要となります。
（13、20、41、42の資格は不要）

4. 実務経験について

実務経験で技術者要件を満たす場合は、下記のことにご留意ください。

- ・解体工事を請け負うために必要な建設業法に基づく許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく登録を受けずに行った工事は実務経験として認められません。
- ・実務経験を算出する期間は、他の業種と重複できません。

※例外として、平成28年5月31日までの解体工事に係る経験は、とび・土工事業と解体工事業の両方に使用することができます。しかし、コード「99」の③とび・土工事業及び解体工事業に係る実務経験12年の算出については、解体工事業の実務経験として算定する8年超の期間とは別の期間のとび・土工事業の実務経験の期間が必要です。

5. 講習受講や資格試験について

講習受講や資格試験につきましては、各実施機関にお問い合わせください。

<登録解体工事講習>

- 公益社団法人全国解体工事業団体連合会
電話 03-3555-2196
URL <https://www.zenkaikouren.or.jp/>
- 一般財団法人全国建設研修センター
電話 042-300-1743
URL <http://www.jctc.jp/>

<土木施工管理技士>

- 一般財団法人全国建設研修センター
電話 042-300-6860
URL <http://www.jctc.jp/>

<建築施工管理技士>

- 一般財団法人建設業振興基金
電話 03-5473-1581
URL <https://www.kensetsu-k.kin.or.jp/>

<技術士>

- 公益社団法人日本技術士会
電話 03-6432-4585
URL <https://www.engineer.or.jp/>

<技能検定>

- 長野県産業労働部人材育成課
電話 026-235-7202
URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/sangyo/shiken/gincu/kente.html>

<解体工事施工技士>

- 公益社団法人全国解体工事業団体連合会
電話 03-3555-2196
URL <https://www.zenkaikouren.or.jp/>

6. 解体工事業の技術者の経過措置期間終了に係る問い合わせ先

- 長野県建設部建設政策課建設係
電話 026-235-7293
URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/kyoka/index.html>

※営業所専任技術者の変更届等の提出は、管轄の建設事務所総務課へお願いします。

日行連発第316号
令和2年6月29日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経営業務部
部長 坪川 貞子

日本行政書士会連合会 御中

出入国在留管理庁
在留管理支援部在留管理課在留管理業務室長

事務連絡
令和2年6月26日

出入国在留管理庁からの周知依頼について（お知らせ）

出入国在留管理庁より、出入国管理及び難民認定法第19条の16に基づく届出及び同第19条の17に基づく届出について、令和2年6月29日から郵送先の変更がされる旨、情報提供いただきました。

なお、東京出入国在留管理局に持参される場合の窓口は従前から変更はないとのことです。
つきましては、ご確認の上、会員への周知をお願いいたします。

(旧) 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当
(新) 〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー14階
東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

別紙: 出入国管理及び難民認定法第19条の16に基づく届出及び同第19条の17に基づく届出の郵送先の変更等について

以上

出入国管理及び難民認定法第19条の16に基づく届出及び同第19条の17に基づく届出の郵送先の変更等について

平素より出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
出入国管理及び難民認定法に定める標記の届出に関して、本年6月29日以降、郵送先を下記のとおり変更しますので、各行政書士会に御連絡願います。

なお、東京出入国在留管理局に持参される場合の窓口は従前から変更ありませんので、申し添えます。

記

(旧) 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当
(新) 〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー14階
東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

長野県行政書士会長 殿

長野地方法務局長 柳 田 修
(公印省略)

公証人の異動について
この度、下記のとおり異動がありましたのでお知らせします。

記

諏訪公証役場

- (1) 前任者 柿 村 清 (令和2年7月1日退職)
- (2) 後任者 岡 田 治 彦 (令和2年7月1日任命)
- (3) 事務所 長野県諏訪市大手二丁目17番16号
信濃ビル3階
- (4) 電話・FAX 0266-53-4641



事務連絡
令和2年7月2日

長野県行政書士会 様

一般財団法人長野県自動車標板協会

事務連絡
令和2年7月7日

自動車関係団体 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

希望番号等の交付可能日期間延長措置の短縮について

平素は、当協会業務にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症対策のため4月28日付け事務連絡にて当面の間延長する旨お知らせいたしました。現在、新規患者数も減少傾向にあることから緊急事態宣言も解除され、外出自粛も緩和されました。
これに伴い標板製作メーカーにおいても感染予防対策や業務維持態勢の状況を踏まえて、延長期間を下記のとおり短縮することといたしましたので、お知らせいたします。

ご多用とは存じますが傘下会員様にご周知くださるようお願いいたします。

記

〔期間延長措置の短縮の内容〕

1. 実施日 令和2年7月20日（月）から当面の間
2. 短縮期間

ペイント式	8営業日から	6営業日
字光式	10営業日から	7営業日
図柄入り	15営業日から	12営業日

希望番号等の交付可能日期間延長の短縮についての追加連絡

7月2日付け業務連絡の交付可能日期間延長の短縮につきまして、ご連絡を差し上げましたが、後から予約した分が先に交付開始となる「逆転現象」を避けるため、1日ずつ短縮してまいります。具体的取り扱いは下記のとおりとなりますので、ご連絡いたします。

記

- | | | |
|------------|-----------|---------------|
| 7月16日（木）申込 | ペイント式 | 8営業日のまま |
| | 字光式 | 10営業日 → 9営業日 |
| | 図柄（オリ・バラ） | 15営業日 → 14営業日 |
| 7月17日（金）申込 | ペイント式 | 8営業日 → 7営業日 |
| | 字光式 | 9営業日 → 8営業日 |
| | 図柄（オリ・バラ） | 14営業日 → 13営業日 |

7月20日（月）先の事務連絡（7月2日）のとおり短縮期間となります。

以上

日行連発第363号
令和2年7月9日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

自動車検査証の有効期間の伸長について（周知）

国土交通省より、令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、対象地域において、自動車検査証の有効期間を伸長するとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【国土交通省ホームページ】（報道発表資料）

- ・自動車検査証の有効期間を伸長します～令和2年7月豪雨災害による被害を受けて～
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000246.html
- ・自動車検査証の有効期間の伸長措置に係る対象地域の拡大等について
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000247.html
- ・自動車検査証の有効期間の伸長措置に係る対象地域の拡大について
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000248.html

以上

追加連絡

【国土交通省ホームページ】（報道発表資料）

- ・自動車検査証の有効期間の伸長措置に係る対象地域の拡大について
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000250.html
- ・自動車検査証の有効期間の伸長措置に係る対象地域の拡大について
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000252.html
- ・自動車検査証等の有効期間の伸長措置に係る対象地域の拡大について
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000253.html

担 当 副 会 長
法 務 部 副 部 長
法 務 部 員 様
支 部 長
支部法務関係部会長

長野県行政書士会
会 長 山 本 準 一
法 務 部 長 柳 澤 誠

法務局における遺言書の保管等に関する法律施行について

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成 30 年法律第 73 号）が本日付で施行されました。会員各位におかれましては遺漏なくご対応いただきますようお願い申し上げます。

【法務局における遺言書の保管等に関する法律概要】

1. 遺言者による法務局への遺言書保管の申請
2. 遺言書保管官による遺言書の保管及び情報の管理
3. 遺言者による遺言書の閲覧、保管申請の撤回
4. 遺言書保管の有無の照会、及び相続人等による証明書の請求
5. 保管遺言の検認の適用除外
6. 手数料について 他

○詳細につきましては、法務省ホームページ
「法務局における自筆証書遺言書保管制度について」
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html をご確認ください。

○法務局より別添、制度案内チラシが県本会事務局に届いております。ご入用の会員は事務局(電話 026-224-1300)にお申し出ください。(70 枚限定)

預けて安心! 自筆証書遺言書保管制度

全国の
法務局[※]で
ご利用いただけます。
※本局・支局等合計312か所

令和2年
7月10日(金)
開始

遺言書の保管の申請には
手数料 **3,900円**が
かかります。



あなたの
大切な遺言書を
守ります

遺言書ほかんガルー

▶ 手続には予約が必要です

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/hourmu.home-t/>
※予約は令和2年7月1日(予定)から可能です。



(詳しくは法務省のホームページへ)
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

法務省民事局

遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

- 自筆証書遺言に係る遺言書
- 申請書[※]
- 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 手数料(収入印紙)

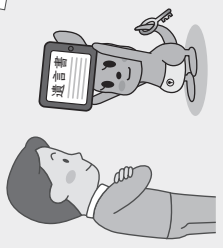
※申請書の様式は、法務省HP (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。



遺言者が亡くなった後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。

遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合又は遺言書の閲覧をした場合

検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

本制度に係る全ての手続には予約が必要です。

お知らせ

長野県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則の一部改正について

(令和2年3月9日理事会議決)

1 改正理由

平成26年8月に改正された「長野県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則」と平成30年11月に改正された「日本行政書士会連合会申請取次行政書士の届出に関する審査基準」との間で規定内容に齟齬が生じたことから、当該規則と当該基準の規定内容の整合性を図るとともに、平成31年4月1日付で「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されたため

2 改正内容

改 正 案	現 行
<p>(目的) 第1条 この規則は「出入国管理及び難民認定法施行規則」に基づき、長野県行政書士会（以下「本会」という。）を通じ、<u>地方出入国在留管理局长</u>（以下「地方入管局长」という。）に対し届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」という。）の管理につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>(職務) 第3条 委員会は第1条の目的を達成するため次の職務を行う。 一 届出の審査 二 <u>届出者名簿及び抹消・懲戒者等連絡書</u>（以下「届出者名簿等」という）の作成及び管理 三 地方入管局长への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに地方入管局长からの新届出済証明書の受領 四 届出者等が都道府県知事より「業務禁止」、「業務停止」等の懲戒処分を受け又は本会による「<u>廃業の勧告</u>」若しくは「<u>会員権停止</u>」の処分がされた場合、またその処分が効力を失った場合の地方入管局长及び日行連管理委員会への通知 五 <u>申請取次業務禁止勧告処分若しくは申請取次業務是正勧告処分がされた場合又</u></p>	<p>(目的) 第1条 この規則は「出入国管理及び難民認定法施行規則」に基づき、長野県行政書士会（以下「本会」という。）を通じ、<u>地方入国在留管理局长</u>（以下「地方入管局长」という。）に対し届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」という。）の管理につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>(職務) 第3条 委員会は第1条の目的を達成するため次の職務を行う。 一 届出の審査 二 <u>届出者名簿、抹消・懲戒者等連絡書</u>（以下「届出者名簿等」という）の作成及び管理 三 地方入管局长への届出者名簿等の提出及び届出済証明書の返還並びに地方入管局长からの新届出済証明書の受領 四 届出者等が都道府県知事より「業務禁止」<u>または「業務停止」</u>等の懲戒処分を受け、若しくは本会による「<u>廃業の勧告</u>」<u>または「会員権停止</u>」の処分がされた場合、またその処分が効力を失った場合の地方入管局长及び日行連管理委員会への通知 五 <u>申請取次業務禁止勧告処分及び申請取</u></p>

は申請取次業務禁止勧告処分が効力を失った場合の地方入管局長及び日行連管理委員会への通知

六 受付拒否者又は申請取次業務禁止勧告処分若しくは申請取次業務是正勧告処分に係る聴聞手続の実施

七 地方入管局長からの届出者等に係る照会及び情報提供への対応

八 前各号に関連する事業及び事務

2. 委員会は、前項第2号及び第3号の事務を本会事務局職員に行わせることができる。

(受付拒否事由)

第4条 委員会は、申請取次の申出を行った者が次の事由のいずれかに該当する場合には、受付を拒否するものとする。

一 届出を申し出た者が単位会に所属していない場合。

二 日行連管理委員会が指定する研修を受講していない場合。

三 届出手続のために求められている必要書類を単位会に提出しない場合。

四 外国人の入国・在留手続に関し、都道府県知事による戒告又は所属単位会長による会員権停止処分若しくは廃業勧告処分を受けたことがあること。ただし、これらの処分の時から三年を経過した場合はこの限りではない。

五 外国人の入国・在留手続に関し、都道府県知事による業務禁止又は業務停止処分を受けたことがあること。ただし、当該処分の時から五年を経過した場合はこの限りではない。

六 外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けたことがある場合。ただし、刑の言渡しが効力を失っている場合において、当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士でなかった者について、委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれがないと認めるとき、又当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士であった者について、刑の言渡しが効力を失ってから5年を経過し、かつ委員会において、申請取次業務に関し不正

次業務是正勧告処分がされた場合及び申請取次業務禁止勧告処分が効力を失った場合の地方入管局長及び日行連管理委員会への通知

六 受付拒否者、申請取次業務禁止勧告処分及び申請取次業務是正勧告処分に係る聴聞手続の実施

七 地方入管局長からの届出者等に係る照会、情報提供への対応

八 前各号に関連する事業及び事務

2. 委員会は、前項第2号及び第3号の事務を本会事務局職員に行わせることができる。

(受付拒否事由)

第4条 委員会は、申請取次の申出を行った者が次の事由のいずれかに該当する場合には、受付を拒否しなければならない。

一 届出を申し出た者が単位会に所属していない場合。

二 日行連管理委員会が指定する研修を受講していない場合。

三 届出手続のために求められている必要書類を単位会に提出しない場合。

四 都道府県知事による業務禁止等の懲戒処分及び本会による会員権停止処分又は廃業勧告処分を受けている場合。但し、その処分が効力を失った場合は、この限りではない。

〈新設〉

五 外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けたことがある場合。但し、刑の言渡しが効力を失っている場合において、当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士でなかった者について、委員会において、申請取次業務に関し不正行為を行うおそれがないと認めるとき、又当該有罪判決の原因となった犯罪の時点で届出済行政書士であった者について、刑の言渡しが効力を失ってから5年を経過し、かつ委員会において、申請取次業務に関し不正行

<p>行為を行うおそれがないと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>七 届出を申し出るにあたり、次のイからニまでのすべての事項を誓約していない場合。</u></p> <p><u>イ 許可を受けさせることを目的として、資料の内容が偽りであると知りながら提出しないこと。</u></p> <p><u>ロ 申請内容に係る虚偽の説明を行わないこと。</u></p> <p><u>ハ 申請人又は入管法上の代理人から直接依頼を受けることなく、第三者を介して依頼を受けた申請取り次がないこと。</u></p> <p><u>ニ 届出後、受付拒否事由に該当した場合は、直ちに届出済証明書を所属単位会を通じ地方入管局長に返還すること。</u></p> <p><u>八 過去の届出の申出時に前号イからニまでの事項に誓約しているときは誓約事項に違背したことがある場合。ただし、誓約事項に違背した時から三年を経過した場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>九 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違背したことが判明した場合。</u></p> <p><u>2 現に届出済証明書を有する者から届出の受付を拒否する場合には、聴聞を行うものとし、届出済証明書を所持しない者からの届出の受付を拒否する場合には、同時にその理由を示すものとする。</u></p> <p>3. 委員会は、受付拒否を行った場合、その旨を日行連管理委員会にこれを報告する。</p> <p>4. 受付を拒否された者は、日行連管理委員会に<u>異議の申立</u>を行うことができる。</p> <p>(申請取次資格の喪失)</p> <p>第5条 届出済行政書士が、日本行政書士会連合会より、登録を取消され、又は登録を抹消された場合、申請取次資格を喪失する。</p> <p>2. 委員会は、申請取次資格を喪失した者に係る事項を地方入管局長及び日行連管理委員会に報告する。</p>	<p>為を行うおそれがないと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>六 地方入管局長からの情報提供により、本会会長に提出する「誓約書」の誓約事項1～4に違背したことが判明した場合。</u></p> <p>〈新設〉</p> <p><u>七 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違背したことが判明した場合。</u></p> <p><u>2. 受付を拒否した場合には、聴聞手続を行う。</u></p> <p>3. 委員会は、受付拒否を行った場合、その旨を日行連管理委員会にこれを報告する。</p> <p>4. 受付を拒否された者は、日行連管理委員会に第2項の聴聞手続の裁決に対する<u>異議の申立</u>を行うことができる。</p> <p>(申請取次資格の喪失)</p> <p>第5条 届出済行政書士が、日本行政書士会連合会より、登録を取消され、又は登録を抹消された場合、申請取次資格を喪失する。</p> <p>2. 委員会は、申請取次資格を喪失した者に係る事項を地方入管局長及び日行連管理委員会に報告する。</p>
---	--

3. 第1項に該当する者は、届出済証明書を所属単位会経由にて地方入管局長に返還する。

(申請取次業務禁止勧告)

第6条 届出済行政書士が、外国人の入国・在留手続に関し、刑事裁判で有罪判決を受けた場合、委員会は、三年以内の期間を定めて申請取次業務の禁止を勧告するものとする。ただし、刑の言渡しがその効力を失っている場合はこの限りではない。

2 届出済行政書士が、次条に規定する業務の是正勧告を受けたにもかかわらず、相当の期間内にその是正をしない場合には、委員会は、三年以内の期間を定めて申請取次業務の禁止を勧告するものとする。

3. 委員会は、申請取次業務の禁止を勧告しようとする場合には、聴聞を行う。

4. 委員会は、申請取次業務の禁止を勧告した場合、その旨を地方入管局長及び日行連管理委員会に通知する。

5. 申請取次業務の禁止を勧告された者は、日行連管理委員会に異議の申立てを行うことができる。

6. 申請取次業務の禁止を勧告された者が、前項の異議の申立てを行わない場合、又は異議の申立てに理由がないと裁決された場合には、届出済証明書を所属単位会経由にて地方入管局長に返還する。

(申請取次業務是正勧告)

第7条 委員会は、次のいずれかに該当する場合は、申請取次の是正を勧告するものとする。

一 届出有効期間内に届出者等の外国人の入国・在留手続に関する不正行為があった場合。

二 その他届出有効期間内に申請取次行政書士たるにふさわしくない非行があった場合。

2. 申請取次業務の是正を勧告しようとする場合には、聴聞を行う。

3. 委員会は、申請取次業務の是正を勧告した場合、その旨を地方入管局長及び日行連管理委員会に通知する。また、是正の勧告に至らなかった場合には、その理由を地方入管局長及び日行連管理委員会に報告す

3. 第1項に該当する者は、届出済証明書を単位会経由にて地方入管局長に返還する。

(申請取次業務禁止勧告)

第6条 委員会は、届出有効期間内に、届出者等が出入国管理及び難民認定法に基づく諸手続に係る刑事裁判において有罪判決を言渡され刑が確定した場合、申請取次業務の禁止を勧告することができる。

〈新設〉

2. 申請取次業務の禁止を勧告する場合には、事前に聴聞手続を行う。

3. 委員会は、申請取次業務の禁止を勧告した場合、その旨を地方入管局長及び日行連管理委員会に通知する。

4. 申請取次業務の禁止を勧告された者は、日行連管理委員会に第2項の聴聞手続の裁決に対する異議の申立てを行うことができる。

5. 申請取次業務の禁止を勧告された者で、第4項の異議の申立手続を行わない場合、若しくは異議の申立に理由がないと裁決された場合には、届出済証明書を単位会経由にて地方入管局長に返還する。

(申請取次業務是正勧告)

第7条 委員会は、届出有効期間内に、届出者等の外国人の入国・在留手続に関し、地方入管局長による情報提供により不正行為等を認知した場合、申請取次業務の是正を勧告することができる。

2. 申請取次業務の是正を勧告する場合には、事前に聴聞手続を行う。

3. 委員会は、申請取次業務の是正を勧告した場合、その旨を地方入管局長及び日行連管理委員会に通知する。また、是正の勧告に至らなかった場合には、その理由を地方入管局長及び日行連管理委員会に報告す

る。

(届出済証明書の返還)

第7条の2 次のいずれかに該当する場合は、届出済行政書士は届出済証明書を所属単位会経由にて地方入管局長に返還するものとする。

一 行政書士法第16条の5（行政書士の入会及び退会）第3項に該当するに至った場合。

二 行政書士法第14条（行政書士に対する懲戒）第2号及び第3号の規定による業務停止、又は業務禁止の処分を受けた場合。

三 届出後、第4条に規定する受付拒否事由に該当するに至った場合。

四 申請取次業務の禁止を勧告された者が、第6条第5項の異議申し立てを行わない場合、又は異議の申し立てに理由がないと決済された場合。

(招集)

第10条 委員会は毎月1回開催することを原則とするが、必要がある場合にはその都度臨時に開催することができる。なお、委員会は委員長が招集する。また、会長、担当副会長はいつでも委員会に出席し、意見を述べることができる。

(審議の方法及び決議)

第11条 審議は持ち回り、書面、ファックス、電子メール等適宜の方法で行うことを妨げない。ただし、決議は全会一致を原則とする。また、委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を求めることができる。

(附 則)

< 略 >

(附 則)

本規則は、理事会（平成26年8月22日）の決議から施行する。

(附 則)

本規則は、理事会（令和2年3月9日）の決議から施行する。

る。

<新設>

(招集)

第10条 委員会は毎月1回開催することを原則とするが、必要がある場合にはその都度臨時に開催することができる。なお、委員会は委員長が招集する。なお、会長、担当副会長はいつでも委員会に出席し、意見を述べることができる。

(審議の方法及び決議)

第11条 審議は持ち回り、書面、ファックス、電子メール等適宜の方法で行うことを妨げない。但し、決議は全会一致を原則とする。また、委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を求めることができる。

(附 則)

< 略 >

(附 則)

本規則は、理事会（平成26年8月22日）の決議から施行する。

長野県行政書士会補助者規則の一部改正について

(令和2年3月9日理事会議決)

1 改正理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第37号)が令和元年12月14日より施行されたため

2 改正内容

改 正 案	現 行
(不資格事由) 第4条 会員は次の各号のいずれかに該当する者を補助者としてはならない。 一 (略) 二 法第2条の2第二号から第七号までのいずれかに該当する者 三 ~ 五 (略)	(不資格事由) 第4条 会員は次の各号のいずれかに該当する者を補助者としてはならない。 一 (略) 二 法第2条の2第二号から第八号までのいずれかに該当する者 三 ~ 五 (略)
附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 2~3 (略) 4 この規則は、令和2年3月9日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 2~3 (略)

令和2年3月9日開催の理事会において、大規模災害発生時に対応するため「長野県行政書士会における大規模災害対応規程」が承認されましたので、お知らせいたします。

長野県行政書士会における大規模災害対応規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県行政書士会（以下、「本会」という。）の大規模災害対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(本会の役割)

第2条 本会は、大規模災害発生時に災害対策本部を設置し、次に定める必要な対応に当たる。

- (1) 災害発生状況の把握及び会員の安否確認を行う。
- (2) 被災地域の支部へ必要な支援、情報提供を行う。
- (3) 日本行政書士会連合会、関東地方協議会の単位会と連絡調整を行い、必要な協力要請、情報提供を行う。
- (4) 県・市町村からの協力要請への対応を行う。
- (5) 長野県との災害時における相談業務に関する協定について災害支援活動士業連絡会と協力して対応する。
- (6) 無料相談窓口を設置し、必要な情報収集と情報提供を被災者のために行う。

(支部の役割)

第3条 支部は、大規模災害発生時に次に定める必要な対応に当たる。

- (1) 支部会員の安否を確認し、本会に報告する。
- (2) 管轄市町村内の災害発生状況を確認し、本会に報告する。
- (3) 本会と協力して必要な被災者支援を行う。
- (4) 本会と協力して管轄市町村との協定に基づく必要な支援を行う。

(本会災害対応の体制)

第4条 本会が設置する災害対策本部は、本会会長たる本部長、本会副会長たる副本部長、被災地域の支部長および災害派遣登録員、その他本部長が必要とする者により構成する。

(支部災害対応責任者・災害派遣登録員)

第5条 支部においては、支部災害対応責任者は支部長とし、災害派遣登録員3名以内を選任し、本会に報告する。

2 支部長および災害派遣登録員は、被災市町村と連絡調整を行い、本会と協力して被災者支

援活動を行う。

3 支部長および災害派遣登録員は災害対策本部長の指示により、必要な被災者支援活動を行う。

4 支部長は、災害対策本部長の指示による被災者支援活動を実施した場合には、支援活動状況及び派遣実績の報告を本会に行う。

(緊急連絡網の整備)

第6条 本会は、本会役員、支部長、災害派遣登録員、本会事務局長の緊急時連絡網を整備する。

(災害対応マニュアルの整備)

第7条 本会は、災害対応マニュアルを整備し、本会役員及び支部長およびに災害派遣登録員に周知するとともに、必要な改定を行う。

(災害対応経費)

第8条 本会は、災害発生時の対応経費については、予備費を充当するものとする。

(災害対応訓練、研修)

第9条 本会は、必要に応じて本会役員、支部長、災害派遣登録員その他、必要な者を対象とした災害対応の訓練、研修を行う。

(災害協定締結への取り組み)

第10条 本会及び支部は、協力して市町村と災害時における対応についての協定締結に向け、取り組みを行う。

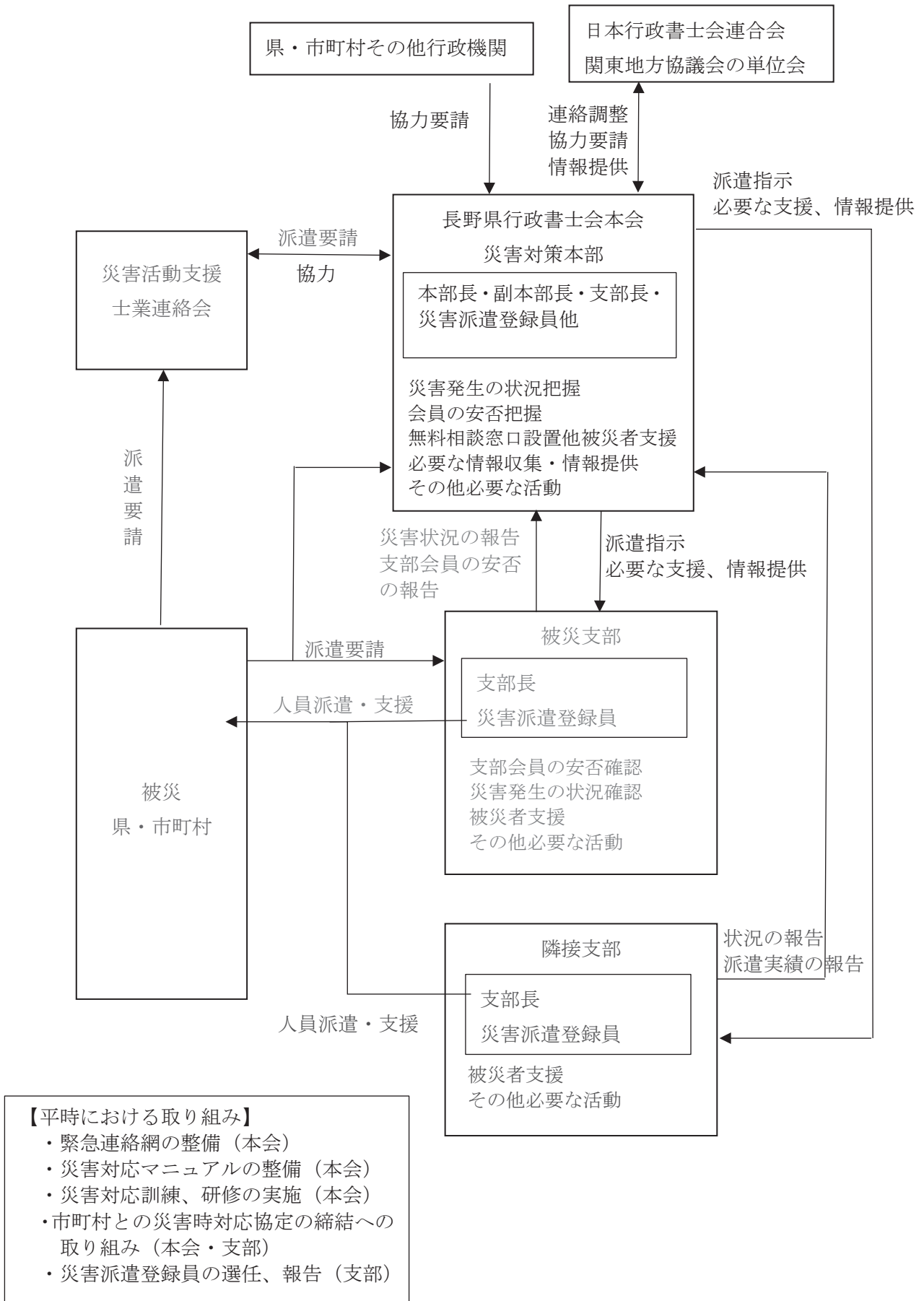
(規程に定めなき事項)

第11条 本規程に定めなき事項で、緊急を要する場合は災害対策本部会議での決定により実施できるものとし、実施後直近の本会理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月9日から施行する。

【大規模災害対応模式図】





令和2年度行政書士試験のご案内

1 受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験することができます。

2 試験日及び時間

令和2年11月8日(日) 午後1時～午後4時まで

3 試験会場

J A長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3
松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780

4 受験手数料 7,000円

5 受験願書受付期間

(1) 郵送申込み

令和2年7月27日(月)～8月28日(金)消印有効

(2) インターネット申込み

令和2年7月27日(月)午前9時～8月25日(火)午後5時

6 合格発表 令和3年1月27日(水)

7 問い合わせ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

所在地：〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

試験専用照会ダイヤル：03-3263-7700



職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要である場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員の皆様におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則等」の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法につきましては、本会事務局へお問い合わせください。

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,700 円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,700 円	〃
事 件 簿 用 紙	300 円	〃
領 収 書	700 円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800 円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000 円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500 円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されると、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。

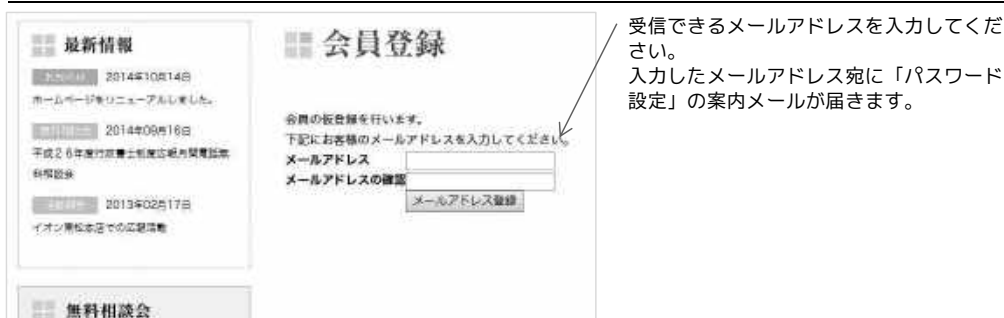
0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

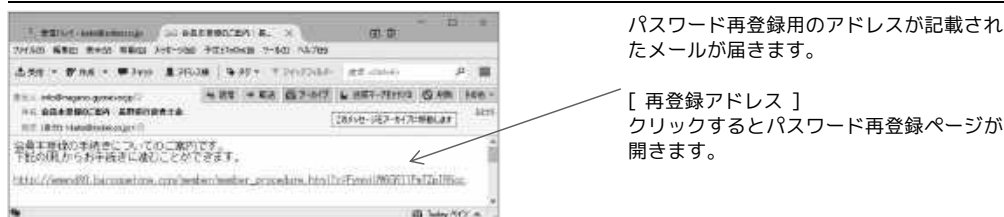
1. 会員専用ページ



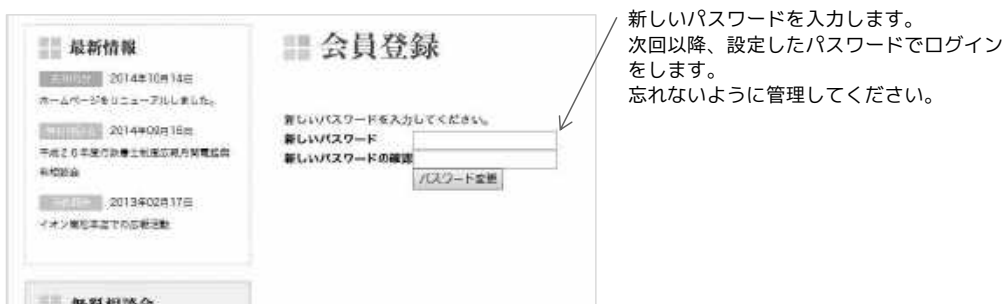
2. 会員仮登録ページ



3. パスワード再登録メール



4. 会員本登録ページ



話し合いによるトラブル解決

お気軽にご利用ください

こんなトラブル・お悩みを抱えていますか？

外国人

外国人の職場や学校での問題について、法律や在留のことに詳しい行政書士に間に入って解決の手伝いをして欲しい。

敷金

賃貸アパートから退去するとき、大家さんが敷金を返してくれない。大家さんの説明に納得がいがないので話し合いをしたい。

ペット

リードを付けていない近所のお水に突然噛みつかれた。治療費や謝料についてもめている。第三者に間に入ってもらい話し合いをしたい。

自転車

歩道を歩いていたら自転車とぶつかってしまいケガをした。賠償金の話し合いでトラブルになっている。

ADR (裁判外紛争解決手続) が解決をお手伝いします

- 双方が納得できる解決を専門家がサポートします。
- プライバシーが守られます。
- 裁判と比較して短期間の話し合いで解決できます。
- 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

行政書士
紛争解決センター
の解説

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

ADR について詳しくは
裏面をごらんください。

ADRとは？

ADRとは Alternative Dispute Resolution (裁判外紛争解決手続) の頭文字です。裁判所による訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする、紛争当事者のために公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。「裁判所はちよつと敷居が高いなあ」「だれか法律に詳しい人が間に入って話し合いのお手伝いをしてくれないかな」といった方のための、行政書士による調停センターです。



専門家が、双方の思い分をしっかりと聞いてみたり、お互いに納得できる解決策を一緒に考えます。

よくあるご質問

費用がどのくらいかかるか心配です

申込手数料としては10,000円(税別)を納付いただきます。その後、第1回については調停手数料として10,000円(税別)が必要となります。また、和解が成立した場合には別途調停成立手数料が必要となります。

調停人は誰がやるのですか？

調停として、100時間を超える法学及びトレーニングを受けた行政書士2名が調停人として擔任されます。案件により、調停行政書士が調停人として擔任されることもあります。

解決までどのくらい時間がかかりますか？

当センターの調停手続では「1回以内の調停手続または2回の日から15日間以内」を標準での目安としています。

長野市までは行けないんだけど...

長野県内であればどこでも調停を行うことができます。その場合、別途交通費等が発生します。

土日や夜間でもお願いできますか？

土日や夜間でも可能な場合があります。お気軽にご相談ください。

センター手続の流れ

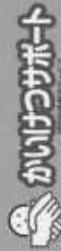


まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

TEL. (026) 224-1300 FAX. (026) 224-1305

〒380-0836 長野市南馬場1009-3 長野県行政書士会館
お問合せ受付 平日 10:00 ~ 16:00
具体的なご相談 水曜日 10:00 ~ 16:00 (要予約)



長野県行政書士会
長野県行政書士会館内紛争解決センター(111号)

会 議 報 告

□ ADR センター運営会議

- 1 と き 令和2年3月19日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員、金子、山崎各弁護士
- 4 会議事項
 - (1) 令和元年度事業報告について
 - (2) 令和2年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (3) ADR センターの運営について
 - (4) その他

□表彰選定会議

- 1 と き 令和2年3月23日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和2年度表彰者の選定について
 - (2) その他

□決算監査

- 1 と き 令和2年4月8日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 林、小林各監事、山本会長・政連会長、宮下総務部長、赤羽政連幹事長
- 4 監査執行状況
令和元年12月1日から令和2年3月31日までの業務推進状況及び、一般会計、幹旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、4月14日開催の理

事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□正副会長会

- 1 と き 令和2年4月14日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 理事会の議題について
 - (2) その他

□理事会及び支部長会

- 1 と き 令和2年4月14日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、佐藤、渡邊、柳澤、関、上島、赤羽、深澤、岡田、奈良木、宮下、古谷、和田、高田各理事、林、小林各監事、小口諏訪支部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和元年度事業報告及び決算について(監査報告)
 - (2) 未納会費の欠損処分について
 - (3) 長野県行政書士会会則の一部を改正する会則(案)について
 - (4) 令和2年度事業計画(案)と予算(案)について
 - (5) 令和2年度表彰者の決定について
 - (6) 令和2年度定時総会等の進行計画(案)について
 - (7) その他

□**縣市町村連携新型コロナウイルス 拡大防止協力金申請の支援打ち 合わせ**

- 1 と き 令和2年4月30日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、宮下総務部長、柳澤法務部長、佐藤総務副部長、
縣市町村課企画幹田中英児様、
県産業政策課企画幹早川政宏様

□**台風19号災害の被災者に対する 建築・住宅に関する総合相談会**

- 1 と き 令和2年5月16日(土)
- 2 と ころ 長野市、建築士会館
- 3 出席者 宮下長野支部長

□**正副会長会**

- 1 と き 令和2年5月25日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽、清水、松島
各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
(1) 総会の開催について
(2) その他

□**日行連関東協会長会（書面議決）**

- 1 と き 令和2年6月1日(月)
- 2 議 題
(1) 令和元年度事業報告及び決算報告について
(2) 令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
(3) 令和2年度日行連関東地方協議会役員
の選任について
(4) 日行連定時総会に伴う報告を要する事
項について
(5) 日行連関東地方協議会各業務連絡会設
置規程の改正について

- (6) 日行連関東地方協議会顕彰について(追
認決議)

□**日行連定時総会（書面議決）**

- 1 と き 令和2年6月23日(火)～
26日(金)
- 2 議 題
(1) 令和元年度事業報告
(2) 令和元年度決算報告
(3) 日本行政書士会連合会会則の一部改正
(案)について
(4) 令和2年度事業計画（案）
(5) 令和2年度予算（案）
(6) 役員（理事）の補欠選任について

□**法務部会**

- 1 と き 令和2年7月9日(火)
- 2 と ころ 会館
- 3 出席者 松島副会長、柳澤部長、古谷
副部長、山田、木村各部員
- 4 会議事項
(1) 令和2年度事業計画の実施について
(2) その他

□**令和2年度行政書士試験実施に 係る説明会**

- 1 と き 令和2年7月10日(金)
- 2 と ころ 東京都、全国町村議員会館
- 3 出席者 松島、赤羽各責任者

□**台風19号災害の被災者に対する 建築・住宅に関する総合相談会**

- 1 と き 令和2年7月11日(土)
- 2 と ころ 長野市、豊野公民館
- 3 出席者 宮下長野支部長

定期大会開催報告

令和2年度定期大会が6月17日（水）午後2時50分より、長野市の長野県行政書士会館で開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 赤羽幹事長
- 2 正 副 議 長 議 長 久保田 学代議員（飯田支部）
副議長 佐藤 明美代議員（松本支部）
- 3 議事録署名人 永村清造代議員（長野支部）、西澤秀友代議員（北信支部）
- 4 議 案 審 議
第1号議案 令和元年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。
第2号議案 令和元年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。
第3号議案 令和2年度運動方針（案） 賛成多数により可決承認されました。
第4号議案 令和2年度予算（案） 賛成多数により可決承認されました。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に対処するため、必要最小限の出席者（各支部から1名の代議員が代議員の委任を受けた指定代理人として大会に出席。指定代理人以外の代議員は委任状兼表決書を提出。）で時間短縮のうえ開催。



開会のことば



議長・副議長あいさつ



大会



監査報告

会員の動き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
北信支部	2. 4. 2	大谷 好英	中野市	飯田支部	2. 4. 2	木場 聡	飯田市
松本支部	2. 4. 2	木村 希一	松本市	長野支部	2. 4. 2	山口 文	須坂市
伊那支部	2. 5. 1	伊藤 野人	伊那市	飯田支部	2. 5. 15	遠山 広基	飯田市
長野支部	2. 5. 15	青木 千幸	長野市	松本支部	2. 6. 1	三溝 重樹	塩尻市
佐久支部	2. 6. 1	今井 栄	佐久市	松本支部	2. 6. 1	竹内 則義	松本市
松本支部	2. 6. 1	古池 季	東筑摩郡朝日村	伊那支部	2. 6. 1	三澤 礼子	上伊那郡南箕輪村
松本支部	2. 6. 1	東良 義文	安曇野市	長野支部	2. 6. 1	坂井 巖司	長野市
伊那支部	2. 6. 15	川上喜代次	上伊那郡箕輪町	松本支部	2. 6. 15	請地 誠	安曇野市
上田支部	2. 6. 15	白田 聡	上田市	諏訪支部	2. 6. 15	吉田 均	諏訪市
飯田支部	2. 6. 15	林 郁夫	飯田市				

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
松本支部	八釵 清通	2. 3. 31	長野支部	小泉兵次郎	2. 3. 20	諏訪支部	鈴木 稔	2. 3. 16
諏訪支部	小川 智一	2. 3. 31	佐久支部	小林 泉	2. 3. 31	上田支部	久保田正司	2. 3. 31
飯田支部	村上 和彦	2. 4. 6	長野支部	荒川 克彦	2. 5. 7	長野支部	宮島 勝径	2. 5. 29
松本支部	青木 一郎	2. 6. 30	伊那支部	坂楨 弘教	2. 6. 10	松本支部	勝野 信治	2. 6. 30

—単位会変更—

東京都行政書士会より移転 (R2. 5. 1) 佐久支部 古谷 優子

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

三 好 吉 仁 殿 (諏訪)
令和2年3月

山 岸 清 殿 (長野)
令和2年4月

編 集 後 記

暑中お見舞い申し上げます。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

今年も県内産の夏野菜が店頭に並ぶ季節になりました。ご自身の畑で収穫作業に汗を流されている方もいらっしゃると思います。採れたてのレタスやセロリ、色も大きさも様々なトマト、ビタミン豊富なブロッコリーやカリフラワー、暑い日の午後には甘くて水分たっぷりのスイカ、ビールには枝豆、バーベキューならトウモロコシにシシトウ、ピーマン・・・皆さまのイチ押し野菜は何でしょうか。今が旬の夏野菜は栄養価が高く、夏バテや熱中症の予防だけでなく、紫外線対策や免疫力アップにも効果が期待できます。

今年の夏は花火大会も夏祭りもフェスも盆踊りも中止、山小屋も海水浴場も閉鎖。感染拡大防止のためとわかってはいても、がっかりするようなニュースが続きます。私たちを取り巻く環境が一変し、もう以前のような生活には戻れないのかもしれませんが、それでも季節は廻り、食べ物は旬を迎えます。野菜だけでなく、果物も肉も魚も乳製品も、何でも揃う長野県。地産地消は地域経済の活性化への一助にもなることでしょう。この夏、皆さんの「新しい生活様式」に「地元の食材を積極的に食べる」を加えてみてはいかがでしょうか。(広報監察部 五味直美)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限り、(肖像権等ご注意ください。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会長 山本 準一

編集者 広報監察部長 和田 英幸

印刷 三和印刷(株)

建設業経営状況分析

感染症対策にもお役立てください

電子申請なら外出不要

ワイズ公共データシステムが便利です!!

弊社の経営状況分析申請のうち

80%以上が電子申請を利用

- ◎ 【無料ダウンロード】建設業ソフト「電子申請支援システム建設業統合版」のご利用で建設業関連書類の作成・評点シミュレーション・経営状況分析申請まで簡単に! ※1
- ◎ 他社様のシステム、Excel・PDFを添付してのご申請も可能 ※2

経営状況分析 結果通知書も **感染症対策特別措置**

電子データでの受取、ご自宅・事務所で印刷が可能 ※3

- ◎ 分析申請～結果受取まで、事務所やご自宅内で完結（印刷も可能）
- ◎ 夜間、休日の分析申請・結果受取が可能

※1 建設業ソフトは弊社ホームページからダウンロードいただけます。CDでの送付をご希望の場合はお問い合わせください。

※2 他社様のシステムから電子申請をご利用の場合は、ご利用のシステムにより、専用システムが必要です（無料・弊社ホームページからダウンロード可）。

※3 結果通知書の電子データ受取は新型コロナウイルス感染症に対する特例措置です。詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

電子申請に必要なID・パスワードを無償にて発行いたします!

電子申請には初回のみご登録（無料）が必要となります。

「オンライン電子申請利用申込」（弊社ホームページからダウンロード可能）に必要事項をご記入・押印の上、申込書に記載の宛先までご郵送お願いいたします。



長野県の行政書士先生へ

建設業ソフト『電子申請支援システム』をお得にご利用いただけます!

長野県行政書士会様とは2016年2月15日に業務提携をさせていただきました。

行政書士登録後5年間は電子申請支援システムの全機能を無料にてご利用いただけます。

登録後5年以上の方も、以下の条件でソフトをお使いいただけます。

インストールから
条件なしで
1年間無料!

ワイズ公共
データシステムへの
年間**1件**の
経営状況
分析申請で

翌年からも
無料!

長野県を含む全国の
申請様式に対応しています。

安心してご利用ください

インストール後、1年を経過しご申請がない場合でも、ソフトを継続使用されない場合は一切料金は発生いたしません。

※年間1件の申請に満たない場合も、継続料金（31,500円）をお支払いいただくことで、引き続き使用することができます。

<経営状況分析機関>

wisePDS

ワイズ公共データシステム株式会社

国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号4

本社：〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL. 026-232-1145 FAX. 026-232-1190 MAIL: info@wise-pds.jp

営業所：北海道営業所・大阪営業所・福岡営業所